奈良市公報

第 3 3 0 号
（平成28年６月分）

平成28年11月29日印刷発行
発行所　奈 良 市 役 所
発行人　奈 良 市 長
編集人　法務ガバナンス課長
印刷所　株式会社　春　日

目　　次

条　　例

○奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例……２
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……２
○奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……３
○奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例…３

規　　則

○職員の職に関する規則の一部を改正する規則……５
○奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……６
○奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則……６

告　　示

○予防接種の実施の一部改正……７
○一般競争入札の実施（６件）……７
○財政状況の公表……８
○公営企業の財政状況の公表……10
○介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定…19
○放置自転車等の処分……19
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……19
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……19
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……19
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……20
○生活保護法の規定による医療機関の指定……20
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……20
○生活保護法の規定による施術者の指定……21
○一般競争入札の実施……21
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……21
○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……21
○住居番号の設定……21
○放置自転車等の保管……22
○一般競争入札の実施……22
○差押調書等の公示送達……23
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……23
○生活保護法の規定による医療機関の指定……23
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……23
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……24
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……24
○放置自転車等の保管（２件）……24
○一般競争入札の実施（３件）……24
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……25
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……26
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……26
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……26
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……27
○生活保護法の規定による施術者の指定……27
○開発行為に関する工事の完了……27
○放置自転車等の保管……27
○一般競争入札の実施（６件）……27
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……29
○生活保護法の規定による医療機関の指定……29
○生活保護法の規定による施術者の指定……29
○予防接種の実施の一部改正……29
○徴収事務の委託……29
○平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示……30
○奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示……30
○差押調書等の公示送達……30
○放置自転車等の保管……30
○平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達……30
○一般競争入札の実施……31
○平成28年度奈良市一般会計補正予算等の要領……31
○放置自転車等の保管……34
○奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示……34
○一般競争入札の実施（２件）……34
○交付要求通知書等の公示送達……35
○放置自転車等の保管……35

○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……35
○認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る公告……35
○放置自転車等の保管……35
○総合評価落札方式一般競争入札の実施……36
○住民票の職権消除……36
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……36
○生活保護法の規定による医療機関の指定……36
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……37
○一般競争入札の実施（２件）……37
○地縁による団体の認可……37
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……38
○放置自転車等の保管……38
○奈良市情報公開条例の運用状況の公表……38
○奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表……39
○奈良市特定個人情報保護条例の運用状況の公表……40
○差押調書等の公示送達……40
○開発行為に関する工事の完了……40
○奈良市地域包括支援センター運営協議会開催要綱の一部を改正する告示……41
○開発行為に関する工事の完了……41
監　査
○定期監査の監査結果……41
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……44
公　営　企　業
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……44
○一般競争入札の実施……45
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……45
○一般競争入札の実施（４件）……45
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……46
○奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……46
○奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程の一部を改正する規程……47
○奈良市排水設備指定工事店の指定……47
消　防
○喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域の指定の一部改正……48
○奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱……48
教 育 委 員 会
○定例教育委員会の開催……76
農 業 委 員 会
○農地部会の招集……76
議　会
○奈良市議会市民環境委員会公聴会の開催……76
○議会議長の辞職……77
○議会議長の当選……77
○議会副議長の辞職……77
○議会副議長の当選……77
○議会運営委員会の委員の選任……77
○議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選……77
○議会常任委員会の委員の選任……77
○議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選……78
○広報広聴委員会の委員の選任……78
○広報広聴委員会の委員長及び副委員長の当選……78
災 害 対 策 本 部
○奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……78

条　　例

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第30号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会	市の本庁舎の耐震化整備に係る基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年６月21日掲示済）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第31号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第１条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第１項の表１の部⑵の項及び同条第２項の表２の項中「0.86」を「0.88」に改める。

（奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第２条　奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第２項の表１の部⑴の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表２の部⑴の項中「0.91」を「0.92」に改め、「又は第２級」を削り、「0.90」を「0.91」に改め、同条第５項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第５条第１項及び第２項の規定は、平成28年４月１日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3　第２条の規定による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例附則第５条第２項及び第５項の規定は、平成28年４月１日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（平成28年６月21日掲示済）

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第32号

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条第３項第４号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年６月21日掲示済）

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第33号

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第152条」を「―第152条」に、「・第161条」を「―第161条」に改める。

第97条第１号中「以下同じ。）であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の２に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め、同条第２号中「以下同じ。）の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第103条第２項第１号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の５第２項第１号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第３号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第98条中「の各号」を削り、「奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「第112条第１号において」を「以下」に改め、同条第１号中「登録者をいう。」の次に「以下同じ。」を、「通いサービス、」の次に「第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第２号中「通いサービス、」の次に「第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第３号中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第４号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第112条第１号中「通いサービス、」の次に「第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該

当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第２号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）」を加える。

第151条第１号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第２号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第３号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第151条の２　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

(5)　この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第160条第１号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第２号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第３号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の２　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

(5)　この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の規定は、平成28年４月１日から適用する。

（平成28年６月21日掲示済）

規　　則

職員の職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市規則第54号

職員の職に関する規則の一部を改正する規則

職員の職に関する規則（昭和43年奈良市規則第１号）の

一部を次のように改正する。

別表事務職員の項中「一般事務職」の次に「、社会福祉職」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年６月21日掲示済）

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市規則第55号

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第20号様式（その１）の（表面）中

「市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。
市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。」を

「市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】（受給している年金を〇で囲んでください。）収入額の合計額が年額80万円以下です。
※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。
市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】（受給している年金を〇で囲んでください。）収入額の合計額が年額80万円を超えます。」に改める。

受給している全ての年金の保険者を〇で囲んでください。
日本年金機構
地方公務員共済
国家公務員共済
私学共済

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成28年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の奈良市介護保険規則別記第20号様式は、この規則の施行の日前においても使用することができる。

（平成28年６月21日掲示済）

奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則をここに公布する。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市規則第56号

奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則

（目的）

第１条　この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第１号）第３条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第５条の規定により、奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　市民

⑶　その他市長が適当と認める者

３　委員の任期は、市の本庁舎の耐震化整備に係る基本方針についての答申がなされた日までとする。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第５条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第６条　委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

（費用弁償）

第７条　委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第３号）別表第３項に掲げる職員の旅費相当額とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、管財課において行う。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年６月21日掲示済）

告　　示

奈良市告示第355号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

次のよう省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第356号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　業 務 名　１，４号炉点検整備補修

(2)　業務場所　奈良市左京五丁目２番地
「奈良市環境清美工場」

(3)　業務期間　契約の日から平成28年12月22日まで

(4)　業務概要　焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
焼却炉処理能力　120ｔ／日
ア　燃焼設備補修　一式
イ　ガス冷却設備補修　一式
ウ　空気予熱設備補修　一式
エ　受入供給設備補修　一式
オ　灰出設備補修　一式

(5)　予定価格　123,290千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第357号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　業 務 名　１，４号炉排ガス施設点検整備補修

(2)　業務場所　奈良市左京五丁目２番地
「奈良市環境清美工場」

(3)　業務期間　契約の日から平成28年12月22日まで

(4)　業務概要　焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
焼却炉処理能力　120ｔ／日
ア　燃焼設備補修　一式
イ　空気予熱設備補修　一式
ウ　減温塔設備補修　一式
エ　排ガス処理設備補修　一式
オ　通風設備補修　一式
カ　受入供給設備補修　一式

(5)　予定価格　88,842千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第358号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

都南中学校給食室新築その他工事に伴う工事監理業務委託ほか５件（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第359号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

道路改良工事（疋田町地内・中部第1276号線他）ほか30件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第360号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　業 務 名　史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託

登記業務

(2) 業務場所　奈良市東九条町地内

(3) 業務期間　契約の日から平成29年２月28日まで

(4) 業務概要　嘱託登記業務一式

(5) 予定価格　19,680円

（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限価格　11,808円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第361号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　入札に付する事項

(1) 業 務 名　史跡中山瓦窯跡保存用地取得事業嘱託登記業務

(2) 業務場所　奈良市中山町地内

(3) 業務期間　契約の日から平成29年２月28日まで

(4) 業務概要　嘱託登記業務一式

(5) 予定価格　19,680円

（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限価格　11,808円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第362号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第２号）の規定により、平成28年３月31日現在の本市の財政状況を次のとおり公表します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

1．平成27年度　一般会計予算執行の状況

予算額　134,243　百万円

［平成28年３月末現在］
（単位：百万円）

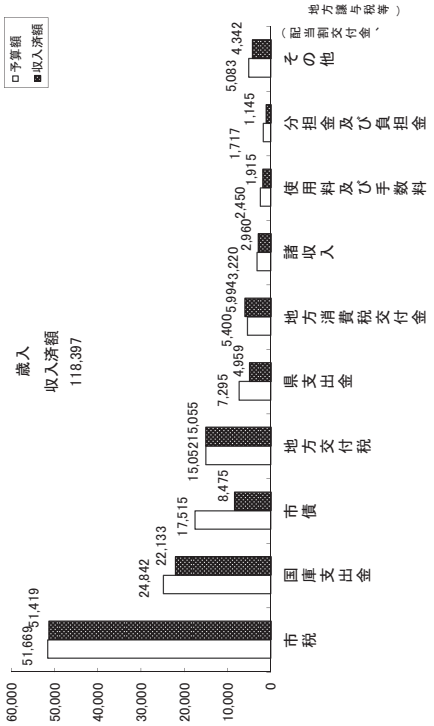

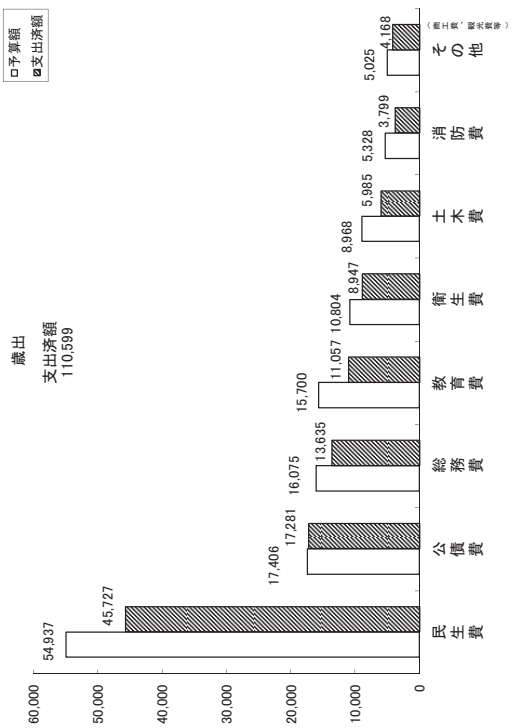

2. 平成27年度 特別会計予算執行の状況

［平成28年3月末現在］
（単位：百万円）

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	574	11	570
国民健康保険特別会計	42,946	36,443	40,781
土地区画整理事業特別会計	1,472	142	1,246
市街地再開発事業特別会計	284	0	284
公共用地取得事業特別会計	328	0	328
駐車場事業特別会計	314	88	303
介護保険特別会計	27,011	21,157	24,560
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	35	49	22
針テラス事業特別会計	91	63	91
後期高齢者医療特別会計	5,300	4,144	4,605

3. 平成27年度 公営企業会計予算執行の状況

［平成28年3月末現在］
（単位：百万円）

会計	項目	収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
水道事業会計	予算額	8,985	8,084	1,565	4,430
	実績額	9,001	7,439	1,316	3,738
都祁水道事業会計	予算額	448	491	114	238
	実績額	429	470	115	216
月ヶ瀬簡易水道事業会計	予算額	166	173	22	23
	実績額	161	168	22	22
下水道事業会計	予算額	7,642	8,490	3,695	4,564
	実績額	7,645	8,391	3,292	4,144
病院事業会計	予算額	681	879	46	46
	実績額	598	832	46	46

4. 市債の現在高

［平成２８年３月末日現在］
（単位：百万円）

277,853 百万円

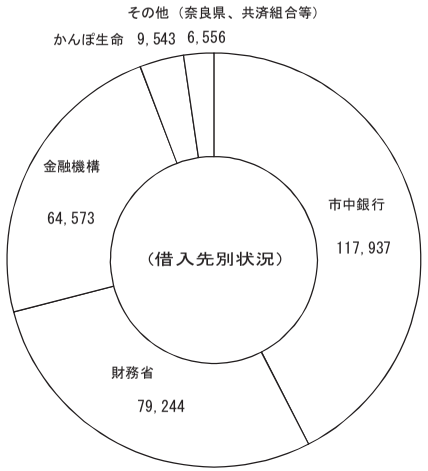

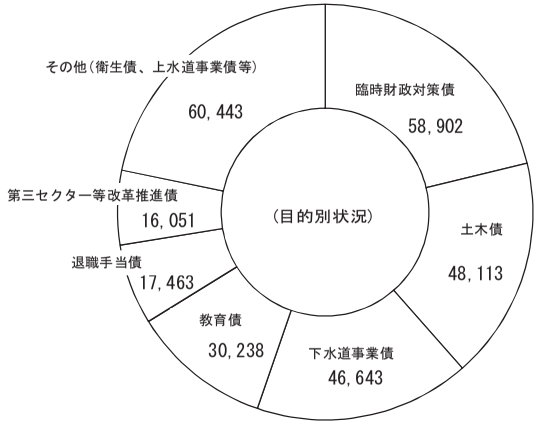

5．一時借入金の状況

［平成28年3月末日現在］

一般会計	7,000 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6．長期借入金の状況

［平成28年3月末日現在］

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	40 百万円

7．市有財産の状況

［平成28年3月末日現在］

土地	7,243 千㎡
建物	1,155 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,539 百万円
基金	10,167 百万円

8．人口等

［平成28年3月末日現在］

人口	361,423 人
世帯数	159,297 世帯
面積	277 K㎡

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第363号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の２第１項の規定により、平成27年10月１日から平成28年３月31日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

平成27年度下半期奈良市水道事業説明書

（平成27年10月1日～平成28年3月31日）

1.事業の概要

（1）業務について

区分	平成27年度下半期	平成26年度下半期	増減	伸び率
給水人口	353,647人	355,092人	△ 1,445人	△0.41%
給水戸数	168,936戸	168,379戸	557戸	0.33%
給水量	21,569,980㎥	21,511,780㎥	58,200㎥	0.27%
1日最大給水量	135,260㎥	133,680㎥	1,580㎥	1.18%
1日平均給水量	118,516㎥	119,071㎥	△ 555㎥	△0.47%
1人1日最大給水量	382ℓ	376ℓ	6ℓ	1.60%
1人1日平均給水量	335ℓ	335ℓ	0ℓ	0.00%

（2）水源別供給量

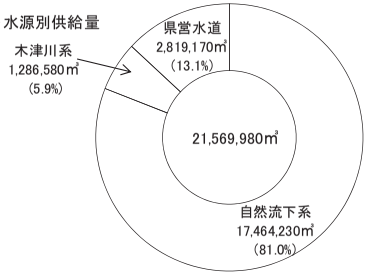

（3）投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア．災害対策として耐震管の布設

施設整備事業（耐震化）の推進として、奈良市右京三丁目～神功五丁目地内で口径800粍配水本管布設工事（シールド工事）1件（1,718m）を平成26度から3箇年の継続事業として施行中です。

イ．浄水施設の更新

浄水関係の老朽化した施設の更新として、奈良市奈良阪町地内緑ヶ丘浄水場PAC注入設備更新工事他6件を施行し、平成24年度から4箇年の継続事業として施行している緑ヶ丘浄水場排水処理施設改良工事が完了しました。また、平成26年度から4箇年の継続事業の緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事及び平成27年度から3箇年の継続事業の大渕配水池耐震補強工事については継続して施行中です。

ウ．配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市奈保町～奈良阪町・法蓮佐保山三丁目地内口径500～200粍配水本・支管耐震化改良工事他13件（1,915m）を、街路改良工事の随伴などを含め効率的に施行し、出水不良解消及び安定給水等を図りました。

2．財政の状況

水道料金収入の元となる有収水量は前年同期と比較して減少しておりますが、下半期では純利益を計上しています。平成26年度から適用された新会計基準の影響もあり、通期では、経費の節減努力によって純利益（税抜き1,412,395,987円）を計上しましたが、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、健全経営及び安心・安全なライフラインの維持に努めてまいります。

（1）損益計算書（税込み）

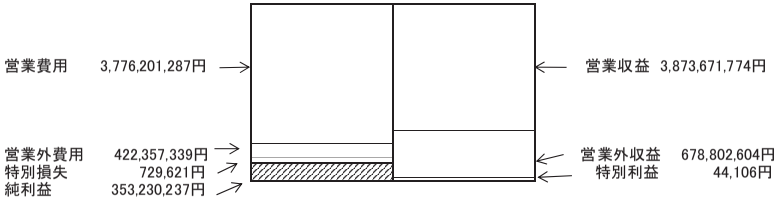

（2）貸借対照表

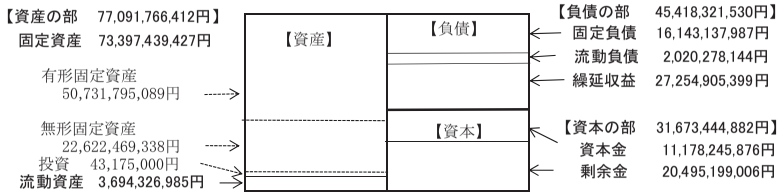

3．経理の状況

（1）下半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

（ア）収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
水道事業収益	8,984,693,000	4,552,518,484	9,001,366,472	△ 16,673,472
1 営業収益	7,693,611,000	3,873,671,774	7,722,318,345	△ 28,707,345
2 営業外収益	1,291,062,000	678,802,604	1,278,865,614	12,196,386
3 特別利益	20,000	44,106	182,513	△ 162,513

支出

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
水道事業費用	8,084,198,000	4,199,288,247	7,438,883,787	645,314,213
1 営業費用	7,343,762,000	3,776,201,287	6,805,031,884	538,730,116
2 営業外費用	725,492,000	422,357,339	628,915,506	96,576,494
3 特別損失	4,944,000	729,621	4,936,397	7,603
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

平成27年度下半期奈良市都祁水道事業説明書

（平成27年10月1日～平成28年3月31日）

1.事業の概要

（1）業務について

区分	平成27年度下半期	平成26年度下半期	増減	伸び率
給水人口	5,195人	5,325人	△ 130人	△2.44%
給水戸数	1,943戸	1,932戸	11戸	0.57%
給水量	374,023㎥	363,270㎥	10,753㎥	2.96%
1日最大給水量	2,837㎥	2,355㎥	482㎥	20.47%
1日平均給水量	2,055㎥	2,007㎥	48㎥	2.39%
1人1日最大給水量	546ℓ	442ℓ	104ℓ	23.53%
1人1日平均給水量	396ℓ	377ℓ	19ℓ	5.04%

（2）投資的事業について

ア. 施設の更新

馬場中継ポンプ場1号送水ポンプの取替工事1件と藺生・吐山配水池の藺生向き配水流量計取替工事を1件施行しました。

2. 財政の状況

下半期の有収水量については昨年度と比較して増となっていますが、通期では減となっています。支出においては経費の節減等企業努力を重ね、財政状況の向上に努めましたが、収益的収支は赤字決算となりました。

今後も収入の確保と支出の削減に努め、資金不足が発生しないよう企業経営に取り組んでまいります。

（1）損益計算書（税込み）

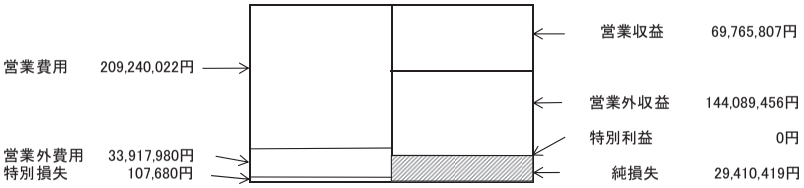

（2）貸借対照表

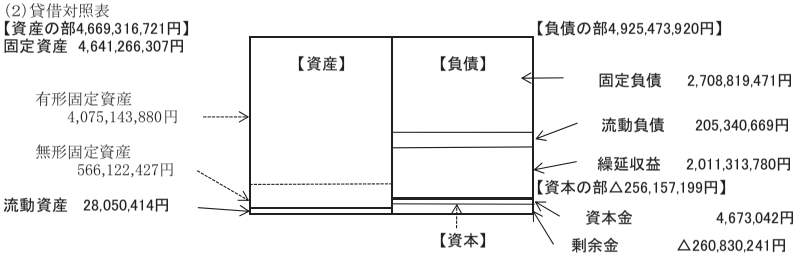

（イ）資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	1,565,463,000	1,016,428,924	1,316,163,492	249,299,508
1 企業債	750,000,000	600,000,000	600,000,000	150,000,000
2 長期貸付金償還受入金	20,000,000	0	0	20,000,000
3 負担金	494,881,000	254,859,844	411,850,812	83,030,188
4 分担金	300,582,000	161,569,080	304,312,680	△ 3,730,680

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,429,722,000	2,812,003,650	3,737,976,958	691,745,042
1 施設整備事業費	558,902,000	544,543,162	555,051,454	3,850,546
2 施設費	1,651,154,000	1,066,191,012	1,113,953,247	537,200,753
3 配水施設改良費	709,382,000	448,677,057	569,080,069	140,301,931
4 固定資産取得費	8,921,000	2,091,314	8,877,224	43,776
5 企業債償還金	898,625,000	451,536,261	898,277,300	347,700
6 長期割賦金	592,738,000	298,964,844	592,737,664	336
7 投資	0	0	0	0
8 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

（2）平成28年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳		水道事業(円)
発行総額		20,739,500,000
償還高	下半期償還高	451,536,261
	償還高累計	8,060,639,578
未償還残高		12,678,860,422

平成27年度下半期奈良市月ヶ瀬簡易水道事業説明書

（平成27年10月1日～平成28年3月31日）

1.事業の概要

（1）業務について

区分	平成27年度下半期	平成26年度下半期	増減	伸び率
給水人口	1,459人	1,486人	△ 27人	△1.82%
給水戸数	472戸	470戸	2戸	0.43%
給水量	75,128㎥	71,266㎥	3,862㎥	5.42%
1日最大給水量	566㎥	544㎥	22㎥	4.04%
1日平均給水量	413㎥	394㎥	19㎥	4.82%
1人1日最大給水量	388ℓ	366ℓ	22ℓ	6.01%
1人1日平均給水量	283ℓ	265ℓ	18ℓ	6.79%

（2）投資的事業について

ア. 配水管の更新

奈良県が施行する臨時単独道路改良事業に伴う配水支管移設工事1件（76m）を施行しました。

2. 財政の状況

下半期の有収水量については昨年度と比較して増となっていますが、通期では減となっています。支出においても経費の節減など企業努力を重ね財政状況の向上に努めましたが、収益的収支は赤字決算となりました。

今後も収入の確保と支出の削減に努め、資金不足が発生しないよう企業経営に取り組んでまいります。

（1）損益計算書（税込み）

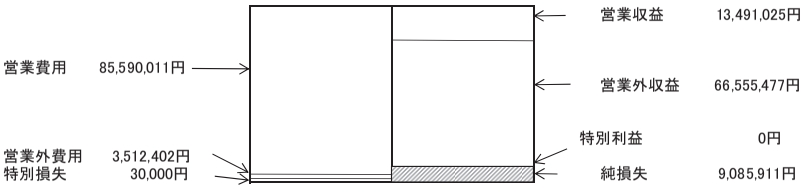

（2）貸借対照表

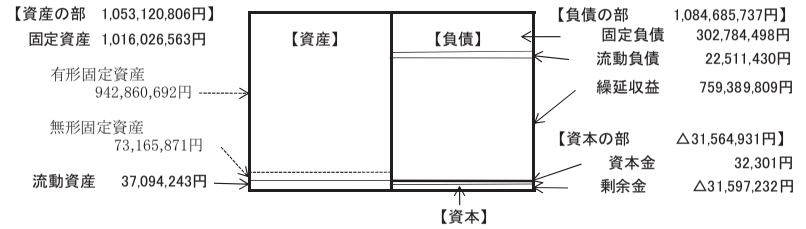

3. 経理の状況

（1）下半期の奈良市都祁水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

（ア）収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
水道事業収益	447,730,000	213,855,263	429,324,382	18,405,618
1 営業収益	139,397,000	69,765,807	140,312,982	△ 915,982
2 営業外収益	308,324,000	144,089,456	288,997,376	19,326,624
3 特別利益	9,000	0	14,024	△ 5,024

支出

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
水道事業費用	490,505,000	243,265,682	469,655,986	20,849,014
1 営業費用	417,814,000	209,240,022	405,542,822	11,390,663
2 営業外費用	72,295,000	33,917,980	63,718,149	8,576,851
3 特別損失	396,000	107,680	395,015	985

（イ）資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
資本的収入	113,870,000	56,521,644	115,446,099	△ 1,576,099
1 企業債	17,200,000	8,200,000	16,100,000	1,100,000
2 負担金	95,644,000	47,500,844	95,647,099	△ 3,099
3 分担金	1,026,000	820,800	3,699,000	△ 2,673,000

支出

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
資本的支出	238,183,000	106,559,081	216,042,630	22,140,370
1 施設費	19,484,000	6,301,571	17,353,211	2,130,789
2 固定資産取得費	45,000	12,420	35,830	9,170
3 企業債償還金	198,654,000	100,245,090	198,653,589	411
4 長期借入金償還金	20,000,000	0	0	20,000,000

（2）平成28年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳		水道事業（円）
発行総額		4,534,700,000
償還高	下半期償還高	100,245,090
	償還高累計	1,666,067,819
未償還残高		2,868,632,181

平成27年度下半期奈良市下水道事業説明書

（平成27年10月1日～平成28年3月31日）

1.事業の概要

（1）業務について

区分	平成27年度下半期	平成26年度下半期	増減	伸び率
有収水量	18,672,669㎥	18,315,278㎥	357,391㎥	1.95%

（2）投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア. 普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、奈良市法蓮町地内公共下水道築造工事（佐保川分水幹線支線）他5件（707m）を施行完了しました。

イ. 管渠改良事業

老朽化したマンホール蓋による事故を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して奈良市中山町西三丁目地内他人孔鉄蓋布設替工事他1件を施行しました。

ウ. 処理場耐震化事業

奈良市朱雀三丁目地内にある平城浄化センターについて、流量調整槽の耐震補強工事を施行し、施設の耐震化を図りました。

3. 経理の状況

（1）下半期の奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

（ア）収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
簡易水道事業収益	166,370,000	80,046,502	160,564,413	5,805,587
1 営業収益	25,165,000	13,491,025	27,407,456	△ 2,242,456
2 営業外収益	141,198,000	66,555,477	133,156,957	8,041,043
3 特別利益	7,000	0	0	7,000

支出

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
簡易水道事業費用	172,910,000	89,132,413	167,884,703	5,025,297
1 営業費用	164,223,000	85,590,011	161,068,249	3,154,751
2 営業外費用	8,623,000	3,512,402	6,756,884	1,866,116
3 特別損失	64,000	30,000	59,570	4,430

（イ）資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
資本的収入	22,480,000	12,899,765	21,555,297	924,703
1 企業債	2,200,000	2,200,000	2,200,000	0
2 負担金	20,075,000	10,699,765	19,355,297	719,703
3 分担金	205,000	0	0	205,000

支出

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
資本的支出	22,530,000	13,068,102	21,699,978	830,022
1 配水施設改良費	5,157,000	4,341,600	4,341,600	815,400
2 固定資産取得費	14,000	0	0	14,000
3 企業債償還金	17,359,000	8,726,502	17,358,378	622

（2）平成28年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳		水道事業（円）
発行総額		493,300,000
償還高	下半期償還高	8,726,502
	償還高累計	172,130,511
未償還残高		321,169,489

2. 財政の状況

下水道使用料の元となる有収水量は、昨年度と比較して増加し、支出においては経費の節減など企業努力を重ね財政状況の向上に努めましたが、下水道事業は減価償却費や支払利息等、過去の投資に関連する費用の占める割合が高く、収益的収支は赤字決算となりました。

平成26年度から地方公営企業法を全部適用し、地方公営企業会計を導入しておりますが、今後も収入の確保と支出の削減に努め、資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1)損益計算書(税込み)

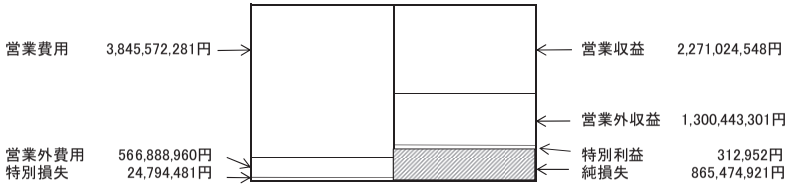

(2)貸借対照表

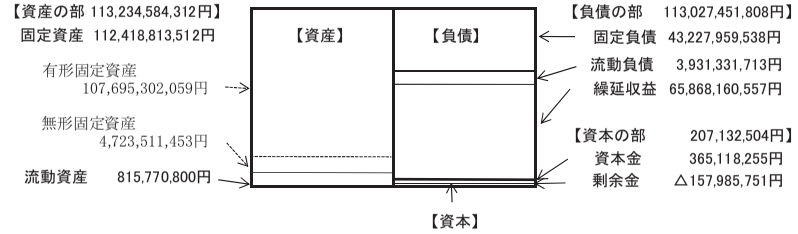

3. 経理の状況

(1)下半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア)収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	7,641,989,000	3,571,780,801	7,644,775,509	△ 2,786,509
1 営業収益	4,710,315,000	2,271,024,548	4,737,011,135	△ 26,696,135
2 営業外収益	2,931,628,000	1,300,443,301	2,907,436,806	24,191,194
3 特別利益	46,000	312,952	327,568	△ 281,568

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,489,619,000	4,437,255,722	8,390,737,027	98,881,973
1 営業費用	7,465,285,000	3,845,572,281	7,369,674,137	95,610,863
2 営業外費用	991,072,000	566,888,960	992,802,695	△ 1,730,695
3 特別損失	28,262,000	24,794,481	28,260,195	1,805
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ)資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	3,694,984,000	1,764,130,475	3,291,656,042	403,327,958
1 企業債	1,880,658,000	1,614,400,000	1,614,400,000	266,258,000
2 他会計補助金	1,437,409,000	0	1,437,409,000	0
3 国庫補助金及び交付金	261,986,000	96,751,905	141,178,202	120,807,798
4 県補助金	40,425,000	40,425,000	40,425,000	0
5 負担金等	74,506,000	12,553,570	58,243,840	16,262,160

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,564,186,000	2,164,872,454	4,144,043,890	420,142,110
1 建設改良費	1,142,471,000	446,537,460	722,786,026	419,684,974
2 固定資産取得費	2,765,000	1,083,964	2,763,264	1,736
3 企業債償還金	3,418,950,000	1,717,251,030	3,418,494,600	455,400

(2)平成28年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳		水道事業(円)
発行総額		77,118,200,000
償還高	下半期償還高	1,717,251,030
	償還高累計	30,475,117,058
未償還残高		46,643,082,942

平成２７年度下半期　奈良市病院事業　報告書
（平成２７年１０月１日～平成２８年３月３１日）

１．事業の概況

平成２７年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

１－１　市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から１１年４箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能につきましては、医師・看護師らを増員し、診療体制の強化を図るとともに、腎臓内科を設置し専門機能強化と医療水準の向上を図りました。

また質の向上維持を目的に、日本医療機能評価機構による病院機能評価（第三者評価）を１０月に受審、２月に認定証の交付を受けました。

業務量につきましては、入院延べ患者数５１，９８３人、外来延べ患者数１１５，５１４人、合計１６７，４９７人となりました。

収益的収支の状況でありますが、収入総額１４２，１２７，０７０円となっております。支出につきましては、支出総額４１２，９１６，３０９円となっており、上半期と合わせると、収入総額は５９８，３６０，７２４円、支出総額は８３１，８０６，１４１円となっております。

次に、資本的収支の状況でありますが、収入総額は２２，３６３，５４５円、支出総額は２２，５０８，５６５円となっており、上半期と合わせると、収入総額は４６，２９５，６８０円、支出総額は４６，２９５，６８０円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

１－２　奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。初めての卒業生の輩出年度であり、看護師国家試験に受験者４０人全員が合格いたしました。平成２７年度末における学生の数は、１年４２名、２年４１名、３年４１名（休学者１名を含む）の合計１２４名です。

２．議会議決事項

（イ）平成２７年度奈良市病院事業会計補正予算（第１号）（平成２８年３月２５日議決）

（ロ）奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（平成２８年３月２５日議決）

（ハ）平成２８年度奈良市病院事業会計予算（平成２８年３月２５日議決）

３．職員に関する事項

病院管理課	職員数 ５人

（平成２８年３月３１日現在）

(1)入院患者数

稼働日数	10月 31	11月 30	12月 31	1月 31	2月 29	3月 31	合計 183	1日平均	構成比率
内科							0	0.00	0.0%
呼吸器内科				56	100	75	231	1.26	0.5%
消化器内科	953	944	859	794	954	811	5,315	29.04	10.2%
循環器内科	651	872	931	864	934	1,031	5,283	28.87	10.2%
神経内科	512	478	576	913	590	593	3,662	20.01	7.0%
血液内科							0	0.00	0.0%
心療内科							0	0.00	0.0%
糖尿病内科	84	95	15	71	44	79	388	2.12	0.8%
(感染制御内科)	61	96	47	47	89	91	431	2.36	0.8%
呼吸器外科	45	49	98	23	103	105	423	2.31	0.8%
外科・消化器外科	899	909	836	760	764	794	4,962	27.11	9.5%
脳神経外科	948	907	879	637	719	920	5,010	27.38	9.6%
乳腺外科	139	158	152	148	146	176	919	5.02	1.8%
整形外科	1,497	1,687	1,571	1,258	1,326	1,534	8,873	48.49	17.1%
形成外科	121	132	132	128	117	122	752	4.11	1.5%
小児科	398	493	542	326	382	322	2,463	13.46	4.7%
皮膚科	65	57	54	95	92	95	458	2.50	0.9%
泌尿器科	193	112	143	118	167	165	898	4.91	1.7%
産婦人科	813	801	791	679	842	777	4,703	25.70	9.0%
眼科	230	209	245	231	195	190	1,300	7.10	2.5%
耳鼻いんこう科	176	191	191	177	144	159	1,038	5.67	2.0%
リハビリテーション科							0	0.00	0.0%
放射線科	16	15	8	9	0	5	53	0.29	0.1%
麻酔科							0	0.00	0.0%
(総合診療科)	755	684	791	994	834	763	4,821	26.34	9.3%
合計	8,556	8,889	8,861	8,328	8,542	8,807	51,983	284.06	100.0%

※(　)は院内標榜科

(2)外来患者数

稼働日数	10月 26	11月 23	12月 23	1月 23	2月 24	3月 26	合計 145	1日平均	構成比率
内科	91	94	82	108	87	99	561	3.87	0.5%
呼吸器内科	308	227	263	289	311	368	1,766	12.18	1.5%
消化器内科	2,232	2,052	2,109	1,994	2,039	2,220	12,646	87.21	10.9%
循環器内科	1,715	1,622	1,690	1,622	1,655	1,627	9,931	68.49	8.6%
神経内科	963	982	1,012	940	979	1,065	5,941	40.97	5.1%
血液内科	103	106	106	110	110	105	640	4.41	0.6%
心療内科	11	10	18	9	17	15	80	0.55	0.1%
糖尿病内科	583	544	520	563	488	640	3,338	23.02	2.9%
腎臓内科	39	45	49	48	46	55	282	1.94	0.2%
(感染制御内科)	73	73	54	64	71	55	390	2.69	0.3%
呼吸器外科	54	50	60	62	59	67	352	2.43	0.3%
外科・消化器外科	813	665	772	673	760	758	4,441	30.63	3.8%
脳神経外科	668	651	598	669	604	759	3,949	27.23	3.4%
乳腺外科	1,074	1,009	870	872	927	996	5,748	39.64	5.0%
整形外科	2,666	2,322	2,433	2,380	2,390	2,555	14,746	101.70	12.8%
形成外科	580	488	562	494	549	610	3,283	22.64	2.8%
小児科	1,037	967	976	858	1,066	1,050	5,954	41.06	5.2%
皮膚科	1,115	976	1,024	1,050	1,044	1,212	6,421	44.28	5.6%
泌尿器科	848	764	858	614	599	760	4,443	30.64	3.8%
産婦人科	1,090	1,046	1,065	958	1,033	1,150	6,342	43.74	5.5%
眼科	1,572	1,427	1,477	1,338	1,516	1,640	8,970	61.86	7.8%
耳鼻いんこう科	778	772	747	700	792	834	4,623	31.88	4.0%
リハビリテーション科							0	0.00	0.0%
放射線科	397	377	314	286	286	256	1,916	13.21	1.7%
麻酔科							0	0.00	0.0%
(総合診療科)	1,484	1,433	1,376	1,416	1,529	1,513	8,751	60.35	7.6%
合計	20,294	18,702	19,035	18,117	18,957	20,409	115,514	796.65	100.0%

※(　)は院内標榜科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科　目	平成27年度下半期（円）	平成26年度下半期（円）	比　較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	140,678,377	398,730,965	−258,052,588	35.3
1 医業収益	0	0	0	0.0
2 医業外収益	135,273,139	366,671,764	−231,398,625	36.9
3 看護師養成事業収益	5,405,238	32,059,201	−26,653,963	16.9

支出

科　目	平成27年度下半期（円）	平成26年度下半期（円）	比　較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	390,717,345	130,862,000	259,855,345	298.6
1 医業費用	339,538,514	82,897,028	256,641,486	409.6
2 医業外費用	7,655,739	7,604,542	51,197	100.7
3 看護師養成事業費用	43,523,092	40,360,430	3,162,662	107.8

5 経理の状況

(1)下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア)収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
病院事業収益	680,580,000	142,127,070	598,360,724	82,219,276
1 医業収益	41,103,000	0	41,103,000	0
2 医業外収益	537,677,000	135,273,139	466,123,793	71,553,207
3 看護師養成事業収益	101,800,000	5,405,238	89,685,238	12,114,762
4 特別利益	0	1,448,693	1,448,693	−1,448,693

支出

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
病院事業費用	878,541,000	412,916,309	831,806,141	46,734,859
1 医業費用	730,485,000	339,538,514	698,035,474	32,449,526
2 医業外費用	15,068,000	7,655,739	15,067,250	750
3 看護師養成事業費用	101,800,000	43,523,092	89,685,238	12,114,762
4 特別損失	29,688,000	22,198,964	29,018,179	669,821
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ)資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
資本的収入	46,300,000	22,363,545	46,295,680	4,320
1 補助金	1,733,000	865,752	1,732,752	248
2 負担金	44,567,000	21,497,793	44,562,928	4,072

支出

科目	予算現額（円）	下半期執行額（円）	執行額累計（円）	未執行額（円）
資本的支出	46,300,000	22,508,565	46,295,680	4,320
1 建設改良費	1,733,000	1,010,772	1,732,752	248
2 企業債償還金	44,567,000	21,497,793	44,562,928	4,072

(2)平成28年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用　途　内　訳		病院事業(円)
発　行　総　額		4,797,000,000
償　還　高	下半期 償還高	21,497,793
	償 還 高 累 計	279,818,141
未 償 還 残 高		4,517,181,859

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第364号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定により、居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第85条第１号の規定により公示します。

平成28年６月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

事業所番号	事業所		事業者		指　定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107260	奈良市八条四丁目643番地	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院　ケアプランセンターすずらん	奈良県橿原市大久保町320番地11	社会福祉法人恩賜財団済生会支部　奈良県済生会	平成28年６月１日

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市告示第365号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第３項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第５条の規定により告示します。

平成28年６月２日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

２　処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288－１

奈良市自転車等保管施設

３　処分年月日

平成28年６月２日

４　処分対象自転車等の移動年月日

平成27年11月５日、同月６日、同月８日、同月10日、同月12日、同月16日、同月19日、同月20日及び同月26日

（平成28年６月２日掲示済）

奈良市告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第１号の規定に基づき告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定年月日　平成28年６月１日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102488	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25番４号	有縁のすみか	630-8044	奈良県奈良市六条西３-25-15	短期入所

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第２号の規定に基づき告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　廃止年月日　平成28年５月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101829	社会福祉法人こまどり会	630-8042	奈良県奈良市西ノ京町155番地の１	喜蔵庵	631-0052	奈良県奈良市中町502-４	就労移行支援

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	医療法人　社団秋篠会　津田外科診療所	奈良県奈良市秋篠新町269－４	平成28年３月28日
新	医療法人　社団秋篠会　今村糖尿病内科津田外科診療所	奈良県奈良市秋篠新町269－４	
旧	ショーワ薬局　JR奈良駅前店	奈良県奈良市三条本町２－20　マツダオフィスビル１Ｆ	平成28年４月１日
新	自分薬局　奈良	奈良県奈良市三条本町２－20　マツダオフィスビル１Ｆ	

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人ひまわり会　ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京一丁目４番	平成28年３月31日
鈴木医院	奈良県奈良市登美ヶ丘三丁目３－１	平成28年３月31日
アオキ薬局	奈良県奈良市あやめ池南一丁目３－21	平成28年３月31日

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人ひまわり会　ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京四丁目14－23	平成28年４月１日
楠原デンタルクリニック	奈良県奈良市角振町13－１	平成28年５月９日

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービスセンター都祁の郷	奈良県奈良市都祁白石町1178	居宅　通所介護 介護予防　通所介護	平成28年５月１日
四葉創健株式会社	奈良県奈良市西大寺東町一丁目２番２号		
あすならハイツ恋の窪ケアプランセンター	奈良県奈良市恋の窪一丁目２番２号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年５月１日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番７		
あすならハイツ恋の窪安心ケアシステム	奈良県奈良市恋の窪一丁目２番２号	定期巡回随時対応型訪問介護看護	平成28年５月１日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番７		

レコードブック奈良三条	奈良県奈良市三条大路二丁目１番10号	地域密着型通所介護 介護予防　通所介護	平成28年５月１日
株式会社インターネットインフィニティー	東京都中央区築地五丁目６番10号		
レコードブック奈良学園前	奈良県奈良市登美ヶ丘四丁目４－４	地域密着型通所介護 介護予防　通所介護	平成28年５月１日
株式会社インターネットインフィニティー	東京都中央区築地五丁目６番10号		

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
樫尾　明		柔道整復	平成28年４月１日
こどの鍼灸整骨院	奈良県奈良市神殿町303番地の１		

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第373号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告いたします。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　業 務 名　奈良市東部地域誘客ツアー委託業務

(2)　詳　　細　別紙仕様書のとおり

(3)　契約期間　契約締結日から平成28年12月22日（木）まで

(4)　担当課　奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話　0742－34－5172

以下省略

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第374号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第３条の規定により告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 （障害名）
平成28年 ５月23日	木谷　公紀	医療法人　新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目３番地の３	心臓血管外科 （心臓機能障害）

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第１項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第１号の規定に基づき告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する 医療の種類	主として 担当する医師
平成28年 ６月１日	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 ３番地の３	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院 理事長　齊藤　正幸	心臓脈管外科に 関する医療	合志　桂太郎

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第376号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21

号）第３条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第３条第４項の規定により告示します。

平成28年６月３日

奈良市長　仲　川　元　庸

次のとおり省略

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市告示第377号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月６日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成28年６月６日

３　移動対象区域

ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

４　保管場所

奈良市大安寺西二丁目288－１

奈良市自転車等保管施設

５　引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第３号）第１条第１項に規定する市の休日（毎月の第２及び第４土曜日を除く。）を除く。

６　引取時間

午前９時から午後４時30分まで

７　引取りのための必要事項

(1)　印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2)　次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア　移動費　自転車　2,000円

原動機付自転車　4,000円

イ　保管費　1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

８　連絡先　奈良市市民生活部　交通政策課

電話0742－34－1111代表

（平成28年６月６日掲示済）

奈良市告示第378号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月６日

奈良市長　仲　川　元　庸

第１　入札に付する事項

１　件　　名　自動販売機設置に係る行政財産の貸付

２　貸付期間　平成28年８月１日から平成33年５月31日まで

３　貸付物件　下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
⑲	鴻ノ池コート	管理棟入口横	2.12㎡	1	3,138,528円
	中央第二武道場	陸上競技場外周側壁面	1.51㎡	1	
	都祁生涯スポーツセンター	ホール内	1.33㎡	1	
	南部生涯スポーツセンター	体育館南側通路	2.01㎡	1	
	西大寺北地域ふれあい会館	１階ロビー	0.70㎡	1	
	都祁福祉センター	ロビー	0.89㎡	1	
⑳	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー	1.79㎡	1	1,879,629円
	中央第二武道場	陸上競技場外周側壁面	1.51㎡	1	
	都祁生涯スポーツセンター	便所棟前	1.33㎡	1	
	なら100年会館	楽屋口前	1.33㎡	1	
㉑	中央武道場	主道場応接室壁面	1.51㎡	1	1,546,666円
	中央第二武道場	陸上競技場外周側壁面	1.51㎡	1	
	柏木コート	管理棟入口横	1.51㎡	1	
	平城第二テニスコート	管理棟前	2.01㎡	1	

(1)　貸付面積は、自動販売機の放熱余地等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
(2)　落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
(3)　貸付期間の更新は、行いません。
(4)　最低貸付料を予定価格とします。
(5)　最低貸付料は、４年10ヶ月間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
(6)　最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。
以下省略

（平成28年６月６日掲示済）

奈良市告示第379号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）、同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年６月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
2　送達を受けるべき者
省略

（平成28年６月７日掲示済）

奈良市告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人白鳳会　林産婦人科新大宮	奈良県奈良市芝辻町二丁目10－15	平成28年２月29日

（平成28年６月７日掲示済）

奈良市告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションみのり　奈良	奈良県奈良市杉ヶ町32番地４　ブレスト一番館201号室	平成28年４月１日

（平成28年６月７日掲示済）

奈良市告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項の規定において準用する同法第50条の２の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問看護ステーションならまち	奈良県奈良市六条一丁目３番41号	有限会社ホームヘルパーナースステーション	平成28年３月１日
新	訪問看護ステーションならまち	奈良県奈良市六条一丁目１番12号－202	有限会社ホームヘルパーナースステーション	
旧	居宅介護支援ならまち	奈良県奈良市六条一丁目３番41号	有限会社ホームヘルパーナースステーション	平成28年３月１日
新	居宅介護支援ならまち	奈良県奈良市六条一丁目１番12号－202	有限会社ホームヘルパーナースステーション	
旧	訪問介護ステーションならまち	奈良県奈良市六条一丁目３番41号	有限会社ホームヘルパーナースステーション	平成28年３月１日
新	訪問介護ステーションならまち	奈良県奈良市六条一丁目１番12号－202	有限会社ホームヘルパーナースステーション	

（平成28年６月７日掲示済）

奈良市告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
衣川薬局	奈良県奈良市西大寺南町１－17	居宅　居宅療養管理指導 介護予防　居宅療養管理指導	平成28年５月１日
衣川　正親	奈良県奈良市東包永町59－１		

（平成28年６月７日掲示済）

奈良市告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の２の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
和田　友恵		柔道整復	平成28年４月１日
日向整骨院	奈良県奈良市恋の窪三丁目８番１－２号		

（平成28年６月７日掲示済）

奈良市告示第385号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成28年６月７日

３　移動対象区域

ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年６月７日掲示済）

奈良市告示第386号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月９日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成28年６月９日

３　移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年６月９日掲示済）

奈良市告示第387号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月９日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　件　　名　国民健康保険健康指導事業（国保ヘルスアップ事業）委託

(2)　仕　　様　別紙「国民健康保険健康指導事業（国保ヘルスアップ事業）業務仕様書」のとおり

(3)　委託期間　契約締結の日から平成29年３月31日まで

(4)　委託契約に係る期限　別紙「国民健康保険健康指導事業（国保ヘルスアップ事業）業務仕様書」のとおり

(5)　成果品の納品場所　奈良市三条本町13番１号　奈良市保健所　医療政策課

⑹　契約条項　別紙「委託契約書（案）」のとおり
以下省略

（平成28年６月９日掲示済）

奈良市告示第388号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月10日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

⑴　業務名

奈良市環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務

⑵　業務内容

奈良市環境清美センター内事務厚生棟及び駐車場棟の清掃、事務厚生棟周辺の草刈り業務等

⑶　履行期間

契約締結日から平成29年３月31日まで

⑷　契約形式

委託契約

以下省略

（平成28年６月10日掲示済）

奈良市告示第389号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月13日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　事業概要

本業務は、本市基幹業務で使用する業務用連続紙レーザープリンタ（以下「機器」）の長期安定稼動によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。

２　事業範囲

２．１　事業内容

別添１－１「業務用連続紙レーザープリンタ等一式に係る賃貸借仕様書」のとおり。

２．２　導入機器

別添１－２「導入機器等明細書」のとおり。

２．３　引渡期日

平成28年９月30日まで。なお、搬入日については別途協議とする。

別添３「工程表」を参照のこと。

２．４　設置場所

奈良市二条大路南一丁目１番１号　奈良市役所　中央棟６Ｆ　マシンルーム

３　契約に関する事項

３．１　契約名称

業務用連続紙レーザープリンタ等一式に係る賃貸借

３．２　契約形態

賃貸借契約

３．３　賃貸借契約期間

平成28年10月１日から平成33年９月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に基づく長期継続契約）

※機器搬入後～平成28年９月30日を準備期間とする

３．４　契約条項

別添２－１「業務用連続紙レーザープリンタ等一式に係る賃貸借契約書（案）」のとおり。

３．５　付帯事項

⑴　機器賃貸借期間中の必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。

⑵　この契約が解除された場合には、本市と協議の上、落札者の負担により速やかに物品を撤去することとする。

⑶　平成29年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。

以下省略

（平成28年６月13日掲示済）

奈良市告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月13日

奈良市長　仲　川　元　庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーションならまち	奈良県奈良市六条一丁目３番41号	平成28年３月１日
新	訪問看護ステーションならまち	奈良県奈良市六条一丁目１番12号－202	

（平成28年６月13日掲示済）

奈良市告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月13日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
三輪歯科医院	奈良県奈良市芝辻町二丁目３－20	平成28年４月４日
小池歯科医院	奈良県奈良市西御門町28　北川ビル２Ｆ	平成28年３月31日
楠原歯科医院	奈良県奈良市角振町13－１	平成28年４月16日

（平成28年６月13日掲示済）

奈良市告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項の規定において準用する同法第50条の２の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月13日

奈良市長　仲　川　元　庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ショーワ薬局　ＪＲ奈良駅前店	奈良県奈良市三条本町２－20 マツダオフィスビル１Ｆ	株式会社ショーワ薬局	平成28年４月１日
新	自分薬局　奈良	奈良県奈良市三条本町２－20 マツダオフィスビル１Ｆ	株式会社ショーワ薬局	
旧	法蓮吉祥寺デイサービス	奈良県奈良市法蓮町423番地	株式会社月芳	平成28年４月１日
新	法蓮吉祥寺デイサービス	奈良県奈良市杉ヶ町33－３ ききょう杉ヶ町ビル１階	株式会社月芳	

（平成28年６月13日掲示済）

奈良市告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項の規定において準用する同法第50条の２の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月13日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
花つむり介護サービスセンター	奈良県奈良市大宮町四丁目313－４－101	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年３月12日
株式会社体育文化研究所	大阪府大阪市阿倍野区昭和町３丁目１番64号		
医療法人ひまわり会 ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京一丁目４番	居宅　訪問看護 居宅　通所リハビリテーション 居宅　居宅療養管理指導 介護予防　訪問看護 介護予防　通所リハビリテーション 介護予防　居宅療養管理指導	平成28年３月31日
医療法人ひまわり会	奈良県奈良市右京一丁目４番		
デイサービス再美	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル１階	居宅　通所介護 介護予防　通所介護	平成28年３月１日
株式会社S.R.K	奈良県奈良市押熊町459番地の７　ソレーユA103		

（平成28年６月13日掲示済）

奈良市告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月13日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人ひまわり会 ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京四丁目14－23	居宅　訪問看護 居宅　訪問リハビリテーション 居宅　通所リハビリテーション 居宅　居宅療養管理指導 介護予防　訪問看護 介護予防　訪問リハビリテーション 介護予防　通所リハビリテーション 介護予防　居宅療養管理指導	平成28年４月１日
医療法人ひまわり会	奈良県奈良市右京四丁目14－23		

（平成28年６月13日掲示済）

奈良市告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月13日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
下泉　一		柔道整復	平成28年５月１日
はる整骨院	奈良県奈良市右京三丁目19－24 PATIO１Ｆ		

（平成28年６月13日掲示済）

奈良市告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年６月14日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　許可の年月日及び番号
　平成27年12月28日　奈良市指令整開　第15Ａ－34号
　平成28年５月26日　奈良市指令整開
　第15Ａ－34－１号

２　検査済証の交付年月日及び番号
　開発行為　平成28年６月14日　第1527号
　公共施設　平成28年６月14日　第724号

３　開発区域に含まれる地域
　奈良市三松一丁目786番１、786番２、786番３、786番４、786番５、786番６、786番７、786番８、786番９、786番10、786番11及び786番12

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　東京都西東京市北原町三丁目２番22号
　株式会社アーネストワン　代表取締役　松林　重行

５　公共施設の種類、位置及び区域
　(1)　道路
　　奈良市三松一丁目786番１
　(2)　下水道
　　奈良市三松一丁目786番１の一部

（平成28年６月14日掲示済）

奈良市告示第397号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月14日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日
　平成28年６月12日

３　移動対象区域
　ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年６月14日掲示済）

奈良市告示第398号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

項目	概要
業務名称	運動公園整備用トラクタ　他一式　リース
業務内容	運動公園整備用トラクタ　他一式のリース
賃貸借期間	平成28年９月１日から平成33年８月31日まで
契約形式	賃貸借契約（地方自治法第234条の３の規定に基づく長期継続契約）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第399号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

法面保護対策工事（奈保町地内・北部第８号線）ほか17件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第400号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

あやめ池バンビ―ホーム他１バンビ―ホーム増・改築に伴う建築設計業務委託ほか２件（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第401号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　工 事 名　なら100年会館太陽光発電設備設置その他工事

(2)　工事場所　奈良市三条宮前町７番１号

(3)　工事期間　契約の日から平成29年２月28日まで

(4)　工事概要　電気設備工事一式

(5)　予定価格　86,060千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

(6)　最低制限モデル型算出価格　73,900千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第402号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　業 務 名　明治小学校進入路築造工事２期に伴う土木測量設計業務委託

(2)　業務場所　奈良市北永井町414番地

(3)　業務期間　契約の日から平成28年10月31日まで

(4)　業務概要　設計業務一式　測量業務一式　土質調査一式

(5)　予定価格　9,140千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

(6)　最低制限基準価格　6,800千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第403号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

(1)　業 務 名　奈良阪第２号緑地測量設計地質調査業務委託

(2)　業務場所　奈良市奈保町地内

(3)　業務期間　契約の日から平成29年１月31日まで

(4)　業務概要　設計業務一式　測量業務一式
地質調査一式

(5)　予定価格　7,210千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

(6)　最低制限基準価格　5,325千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
つくだクリニック	奈良県奈良市三条本町１番２号　ＪＲ奈良駅ＮＫビル３階	平成28年４月30日
中村脳神経外科クリニック	奈良県奈良市学園大和町二丁目125番地の５	平成28年４月30日
今岡歯科医院	奈良県奈良市針町2499	平成28年３月20日
ファミリー薬局	奈良県奈良市三条町321－４	平成28年４月30日

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
つくだクリニック	奈良県奈良市三条本町１番２号　ＪＲ奈良駅ＮＫビル３階	平成28年５月１日
中村脳神経外科クリニック	奈良県奈良市学園大和町二丁目125番地の５	平成28年５月１日
奈良市立興東診療所	奈良県奈良市大柳生町4254番地	平成28年６月１日
ファミリー薬局　奈良店	奈良県奈良市三条町321－４	平成28年５月１日
スギ薬局　本店	奈良県奈良市右京一丁目３番地４　サンタウンプラザすずらん南館１Ｆ	平成28年５月１日

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
下泉　一		はり・きゅう	平成28年５月１日
アスリート鍼灸院	奈良県奈良市右京三丁目19－24 PATIO１Ｆ		

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第407号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

次のよう省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第408号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１

項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第２項の規定により告示します。

平成28年６月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　受託者・徴収事務

受　託　者	徴収事務
奈良市二条町二丁目９番２号 一般社団法人　奈良市歯科医師会 会長　細田　博之	休日歯科応急診療所使用料
大阪府大阪市北区梅田１－11－４－2200 株式会社エヌジェーシー営業本部大阪支社 常務取締役営業本部長　古賀　茂	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

２　委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	休日歯科応急診療所使用料
平成28年６月１日から 平成31年５月31日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市告示第409号

平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年６月16日

奈良市長　仲　川　元　庸

平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年奈良市告示第362号）の一部を次のように改正する。

別表第３に次のように加える。

⑷　⑴の規定にかかわらず、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給を受けた者には、高齢者向け給付金を支給しない。

附　則

この告示は、平成28年６月16日から施行し、この告示による改正後の平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

（平成28年６月16日掲示済）

奈良市告示第410号

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年６月16日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成19年奈良市告示第200号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第20条の６まで並びに」を「第20条の６まで、」に改め、「第５条第11項」の次に「、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項」を加える。

附　則

この告示は、平成28年６月16日から施行する。

（平成28年６月16日掲示済）

奈良市告示第411号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）、同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）及び同法第146条第１項の規定に基づく捜索調書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年６月16日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　送達をすべき文書

差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）、捜索調書

２　送達を受けるべき者

省略

（平成28年６月16日掲示済）

奈良市告示第412号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月16日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成28年６月14日

３　移動対象区域

ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年６月16日掲示済）

奈良市告示第413号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）

第20条の２及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第６条の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は財務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年６月16日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　送達すべき書類の名称
　平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書
2　送達すべき書類の発送年月日
　平成28年４月８日
3　送達を受けるべき者
　省略

（平成28年６月16日掲示済）

奈良市告示第414号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月17日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　入札に付する事項
　(1)　件　　名　奈良市総務事務処理業務準備・運営委託
　(2)　業務場所　奈良市役所　人事課分室内
　(3)　業務期間　契約締結日～平成31年９月30日
　　うち総務事務処理業務準備期間：
　　契約締結日～平成28年９月30日
　　総務事務処理業務運営期間：
　　平成28年10月１日～平成31年９月30日
　(4)　業務概要
　　①　業務設計の詳細化・具体化
　　②　業務の円滑な移行・引継ぎ
　　③　業務マニュアルの作成・更新
　　④　人事管理業務
　　⑤　給与業務
　　⑥　福利厚生業務
　　⑦　その他の業務

以下省略

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市告示第415号

平成28年奈良市議会６月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第２項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年６月17日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　平成28年度奈良市一般会計補正予算（第１号）
2　平成28年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度奈良市一般会計
補正予算（第１号）

平成２８年度奈良市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１６８，６６７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２８，６６５，４２１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15.国庫支出金		千円 23,859,647	千円 61,950	千円 23,921,597
	2.国庫補助金	3,067,420	31,950	3,099,370
	4.国庫交付金	1,431,402	30,000	1,461,402
20.繰越金		－	90,617	90,617
	1.繰越金	－	90,617	90,617
22.市債		12,941,100	16,100	12,957,200
	1.市債	12,941,100	16,100	12,957,200
歳入合計		128,496,754	168,667	128,665,421

（註）「第２０款　諸収入」、「第２１款　市債」を「第２１款　諸収入」、「第２２款　市債」に改める。

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2.総務費		千円 14,858,618	千円 98,600	千円 14,957,218
	1.総務管理費	10,901,109	29,300	10,930,409
	2.企画費	1,810,501	63,900	1,874,401
	3.徴税費	1,341,713	4,000	1,345,713
	4.戸籍住民基本台帳費	509,881	1,400	511,281
3.民生費		55,976,265	10,067	55,986,332
	1.社会福祉費	25,190,301	10,067	25,200,368
8.観光費		965,177	60,000	1,025,177
	1.観光費	965,177	60,000	1,025,177
歳出合計		128,496,754	168,667	128,665,421

第２表　地方債補正

１．変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	千円 172,400	千円 188,500
計	12,941,100	12,957,200

平成２８年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，１００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，２１６，１００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
４．県支出金		3,940,020	1,100	3,941,120
	２．県補助金	79,452	1,100	80,552
歳入合計		28,215,000	1,100	28,216,100

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
３．地域支援事業費		446,583	1,100	447,683
	１．介護予防事業費	102,845	1,100	103,945
歳出合計		28,215,000	1,100	28,216,100

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市告示第416号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月17日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成28年６月16日

３　移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市告示第417号

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年６月17日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

第２条中第26号を第27号とし、第22号から第25号までを１号ずつ繰り下げ、同条第21号中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に、「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第20号を第21号とし、第14号から第19号までを１号ずつ繰り下げ、同条第13号中「第８条第26項」を「第８条第27項」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「第８条第22項」を「第８条第23項」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「第８条第21項」を「第８条第22項」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「第８条第18項」を「第８条第19項」に改め、同号を同条第11号とし、同条第９号中「第８条第17項」を「第８条第18項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第８号の次に次の１号を加える。

⑼　地域密着型通所介護　法第８条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。

第４条第１項中「第15号」を「第16号」に改め、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の１号を加える。

⒃　地域密着型通所介護

附則第７項中「平成27年度」の次に「及び平成28年度」を加える。

別表中

「介護予防認知症対応型通所介護」を	「介護予防認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護」に改

める。

附　則

この告示は、平成28年６月17日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、同年４月１日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市告示第418号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月20日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

⑴　物 件 名　奈良市公用自動車賃貸借

⑵　詳　　細　別紙仕様書のとおり

⑶　納入場所　奈良市役所本庁舎
奈良市二条大路南一丁目１番１号

⑷　納入期限　平成28年10月１日

⑸　担 当 課　奈良市総務部管財課
電話　0742－34－4857

以下省略

（平成28年６月20日掲示済）

奈良市告示第419号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公示します。

平成28年６月20日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　業務概要

庁内各課で取り扱う賦課、収納および申請書類等帳票のデータ化は、正確かつ効率的に行わなければならない。各種システムに対応したデータを作成し業務の平準化を図るため、データエントリ業務を委託する。

２　対象業務

⑴　業務名称　内部データエントリ業務

⑵　業務内容　別紙仕様書のとおり

(3)　契約期間　平成28年８月１日から平成31年７月31日まで（地方自治法第234条の３の規定に基づく長期継続契約）
(4)　履行場所　奈良市役所情報政策課内
以下省略

（平成28年６月20日掲示済）

奈良市告示第420号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第２項の規定に基づく交付要求通知書及び地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の２第１項第１号に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年６月20日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　送達をすべき文書
　交付要求通知書及び納期限変更告知書
２　送達を受けるべき者
　省略

（平成28年６月20日掲示済）

奈良市告示第421号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月21日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
２　移動年月日
　平成28年６月21日
３　移動対象区域
　ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成28年６月21日掲示済）

奈良市告示第422号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月22日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　変更があった事項及びその内容

変更事項	変　更　前	変　更　後
代表者の氏名及び住所	東端　幸雄 奈良市敷島町二丁目524番地の１	平田　裕喜 奈良市敷島町一丁目547番地の49

２　変更の年月日
　平成28年５月22日

（平成28年６月22日掲示済）

奈良市告示第423号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第１項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第２項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

平成28年６月22日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
　名称：船橋西自治会
　区域：奈良市船橋町15番地の４の地域
　主たる事務所の所在地：奈良市船橋町15番地の４304号
２　申請不動産に関する事項
　別紙のとおり
３　公告期間　告示日から３箇月間
　平成28年６月22日から平成28年９月21日まで
４　異議を述べることができる者の範囲
　異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者
５　異議を述べる方法
　奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の３第３項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。
６　異議申出書の提出先
　〒630－8580　奈良市二条大路南一丁目１番１号
　奈良市市民活動部地域活動推進課
別紙省略

（平成28年６月22日掲示済）

奈良市告示第424号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月23日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成28年６月23日

３　移動対象区域

ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年６月23日掲示済）

奈良市告示第425号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

項目	概要
業 務 名	奈良市市民課窓口業務等委託
業務内容	「奈良市市民課窓口業務等委託仕様書」に記載のとおり
入札方法	総合評価落札方式による一般競争入札
契約形式	委託契約
契約条項	「奈良市市民課窓口業務等委託契約書(案)」に記載のとおり
契約期間	契約締結日から平成31年９月30日まで （地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約） ※業務引継期間を含む
履行期間	平成28年10月１日から平成31年９月30日まで
履行場所	・奈良市役所本庁舎市民課 ・奈良市民サービスセンター
予定価格	5,767,200円（月額）

以下省略

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第426号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第８条に規定する事由が生じたので、同令第12条第１項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第４項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、奈良市を被告として提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

記

事件本人

省略

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
マロン歯科	奈良県奈良市学園北一丁目８－８　サンライトビル５Ｆ	平成28年３月26日

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の３の規定により告示します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あゆみ皮フ科クリニック	奈良県奈良市右京一丁目３－４　サンタウンプラザすずらん南館１階	平成28年６月１日

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	喜多川　愛	たみと整骨院	奈良県奈良市西木辻町200番地の27	平成28年３月21日
新	荒川　愛	たみと整骨院	奈良県奈良市西木辻町200番地の27	

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第430号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

項目	概要
業務名称	鴻ノ池陸上競技場改修事業に伴う調査業務委託
業務内容	照明設備の改修及び大型映像装置の設置を計画するにあたり、周辺地域に及ぼす環境調査を行い、周辺への影響を出来るだけ軽減できるような手法や構法等を提案することを目的とする。
委託期間	契約締結の日から平成28年12月15日まで
契約形式	委託契約

以下省略

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第431号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　入札に付する事項

項目	概要
業務名称	鴻ノ池運動公園再整備基本構想策定業務委託
業務内容	鴻ノ池運動公園の再整備基本構想を策定するにあたり、 ①現状把握と現地調査 ②分析調査 ③再整備基本構想の検討及び方針策定 ④基本構想図の作成 ⑤概算事業費の算出 ⑥概略スケジュールの作成 の他、別紙仕様書に記載の業務を行う。
委託期間	契約締結の日から平成28年10月14日まで
契約形式	委託契約

以下省略

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第432号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　名称

秋篠早月町第一自治会

2　規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1）会員相互の親睦を図る

2）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

3）防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力

4）美化・清掃等区域内の環境の整備

5）集会施設の維持管理

3　区域

本会の区域は、奈良市秋篠早月町１番１号から10番47号までの地域とする。ただし、独自の自治会や管理組合を持つ大型集合住宅（秋篠サンパレス、三和マンション、コーポ秋篠、イトーピア西大寺、オーク・リーフ西大寺、サンソレイユ秋篠）は含まない。

4　事務所

本会の主たる事務所は、奈良市秋篠早月町１番27号に置く。

5　代表者の氏名及び住所

会長　谷本　泰啓

奈良市秋篠早月町１番24号

6　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7　代理人の有無

なし

8　規約に定めた解散の事由

(1)　本会は、地方自治法第260条の20第２号から第５号までの規定により解散する。

(2)　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

9　認可年月日

平成28年６月24日

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第433号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第３条の規定により告示します。

平成28年６月24日

奈良市長　仲　川　元　庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
平成28年６月20日	塩谷　淳	医療法人　康仁会　西の京病院	奈良市六条町102－１	消化器内科（小腸機能障害及び肝臓機能障害）

（平成28年６月24日掲示済）

奈良市告示第434号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成28年６月27日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2　移動年月日

平成28年６月27日

3　移動対象区域

ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年６月27日掲示済）

奈良市告示第435号

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第34条の規定により、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成28年６月27日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　行政文書開示請求の件数及び処理の状況　（単位：件）

実施機関	処理状況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市長	35	74	9	0	2	0	6	126
公営企業管理者	2	2	0	0	0	0	0	4
消防長	3	4	0	0	1	0	1	9
教育委員会	2	4	0	0	0	0	0	6
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	2	0	0	0	0	0	2
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	1	0	0	0	0	1	2
計	42	87	9	0	3	0	8	149

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含みます。

2　行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況　（単位：件）

実施機関	処理状況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市長	4	9	0	0	2	0	2	17

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含みます。

3　不服申立ての件数及び処理の状況　（単位：件）

処理状況				取下げ等	合計
却下	棄却	一部認容	認容		
0	1	0	0	3	4

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含みます。

（平成28年６月27日掲示済）

奈良市告示第436号

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第56条の規定により、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成28年６月27日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　個人情報ファイル簿の件数　（平成28年３月31日現在）

実施機関	件数
市長	97
公営企業管理者	4
消防長	6
教育委員会	15
選挙管理委員会	2
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
議会	0
計	125

2　開示請求の件数及び処理の状況　（単位：件）

実施機関	書面による開示請求					口頭による開示請求件数
	処理状況				合計	
	開示	部分開示	不開示	取下げ等		
市長	10	16	0	5	31	179
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	3	0	0	0	3	0
教育委員会	0	3	0	0	3	1,008
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
計	13	19	0	5	37	1,187

※取下げ等は、不存在も含みます。

（平成28年６月27日掲示済）

奈良市告示第437号

奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）第50条の規定により、平成27年10月５日から平成28年３月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成28年６月27日

奈良市長　仲　川　元　庸

平成27年度の特定個人情報保護の開示請求、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

（平成28年６月27日掲示済）

奈良市告示第438号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）、同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年６月28日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　送達をすべき文書

差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）

2　送達を受けるべき者

省略

（平成28年６月28日掲示済）

奈良市告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年６月28日

奈良市長　仲　川　元　庸

1　許可の年月日及び番号

平成27年９月29日　奈良市指令整開　第15Ａ－23号

平成28年３月25日　奈良市指令整開　第15Ａ－23－１号

2　検査済証の交付年月日及び番号

開発行為　平成28年６月28日　第1528号

公共施設　平成28年６月28日　第725号

3　開発区域に含まれる地域

奈良市若葉台三丁目1987番１の一部及び1988番の一部並びに西大寺芝町二丁目1993番２、1993番３、1995番２、1995番４、1996番２、1996番３、1997番２、1997番３、2003番３、2003番４及び2003番５

4　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区西本町一丁目４番１号

株式会社クリアジャパン

代表取締役　宮﨑　勲

5　公共施設の種類、位置及び区域

(1)　道路

奈良市若葉台三丁目1987番１の一部及び1988番の一部並びに西大寺芝町二丁目1993番２、1993番３、1995番２、1995番４、1996番２、1996番３、1997番２、1997番３、2003番３、2003番４及び2003番５

(2)　下水道

奈良市若葉台三丁目1987番１の一部及び1988番の一部

(3)　消火栓

奈良市西大寺芝町二丁目1993番２の一部

（平成28年６月28日掲示済）

奈良市告示第440号

奈良市地域包括支援センター運営協議会開催要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年６月28日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市地域包括支援センター運営協議会開催要綱の一部を改正する告示

奈良市地域包括支援センター運営協議会開催要綱（平成27年奈良市告示第373号）の一部を次のように改正する。

第６条中「長寿福祉課」を「福祉政策課」に改める。

附　則

この告示は、平成28年６月28日から施行する。

（平成28年６月28日掲示済）

奈良市告示第441号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年６月30日

奈良市長　仲　川　元　庸

１　許可の年月日及び番号
　平成28年５月20日　奈良市指令整開　第16Ａ－３号
２　検査済証の交付年月日及び番号
　開発行為　平成28年６月30日　第1529号
３　開発区域に含まれる地域
　奈良市六条西五丁目5464番６及び5465番２
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　愛知県稲沢市天池五反田町１番地
　株式会社サークルＫサンクス
　代表取締役　竹内　修一

（平成28年６月30日掲示済）

監　　査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により公表します。

平成28年６月29日

奈良市監査委員　中　村　勝三郎
同　中　本　　勝
同　横　井　雄　一
同　山　口　裕　司

奈　監　第　25　号
平成28年６月29日

奈　良　市　長　仲　川　元　庸　様
奈良市議会議長　浅　川　　仁　様

奈良市監査委員　中　村　勝三郎
同　中　本　　勝
同　横　井　雄　一
同　山　口　裕　司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、平成27年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を平成27年度の組織名で表示しました。

１　監査対象

総合政策部	総合政策課　行政経営課
総務部	総務課　情報政策課
財務部	財政課　ＦＭ推進課
税務室	市民税課　資産税課
保健福祉部	保護第一課（くらしと仕事支援室を含む。）、保護第二課 長寿福祉課（地域包括ケア推進グループを含む。）
保険医療室	医療政策課　福祉医療課
子ども未来部	こども園推進課　保育所・幼稚園課 保育園（三笠、大宮、学園南、富雄）
保健所	保健予防課　健康増進課
観光経済部	観光戦略課　観光振興課 奈良町にぎわい課　リニア推進課

２　監査期間
　平成28年４月７日～同年６月29日

３　監査方法
　平成27年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成28年２月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

４　監査結果
　監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

　なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

情報政策課

(1)　住民基本台帳ネットワークシステム等の運用管理委託において、契約締結の際に見積書が添付されていなかった。奈良市契約規則第18条の２第２項に定める見積書の徴取を省略できるものに該当しないので、見積書を徴取されたい。

(2)　住民基本台帳ネットワークシステム等の運用管理委託外５件の契約書において、受注者が発注者

に再委託の承諾を求める際には、再委託先に対する監督の方法等を発注者に書面で通知しなければならないと規定されているが、受注者から提出された再委託の申請書には、その旨の記載がなかった。契約書に則り、適正な事務処理を行われたい。

保健福祉部

保護第一課（くらしと仕事支援室を含む。）

保護第二課

⑴　民生費雑入の内、生活保護法第63条に基づく返還金及び同法第78条に基づく徴収金については、督促及び催告が行われていなかった。返還金については、地方自治法施行令第171条の２の規定により、督促は強制執行の前提要件となる。また、徴収金については、同法第78条の規定が平成26年に改正（同年７月１日施行）され、国税徴収法の例により徴収することができる債権に取扱いが変更されたことから、督促は滞納処分の前提要件となる。奈良市債権管理条例の規定に則り、適正な債権管理を行われたい。

⑵　職員（１名）が市外出張したが、旅費を支給していなかった。職員等の旅費に関する条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

⑶　生活保護総務費の切手類受払簿が、統一様式ではなく切手の額面ごとに作成されており、また、月末ごとに残高等の所属長の決裁を受けていなかった。切手類は、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年３月４日付け奈総文第23号）で定められた統一様式を用い、適宜、切手類受払簿の記載内容と現物の確認を行った上で、決裁を行われたい。

⑷　保護費の現金実査を行ったところ、保護費を保管するケースワーカーごとの袋の中に、被保護者から受領した過年度分の返納金等が戻入処理等をされずに残っていた。また、係長が管理している一時保管分の袋の中も同様であった。受領した現金は、速やかに戻入処理を行う等、適正な事務処理を行われたい。

長寿福祉課（地域包括ケア推進グループを含む。）

⑴　高齢福祉システム番号制度対応業務委託の契約書において、受注者が発注者に再委託の承諾を求める際には、再委託先に対する監督の方法等を発注者に書面で通知しなければならないと規定されているが、受注者から提出された再委託の申請書には、その旨の記載がなかった。契約書に則り、適正な事務処理を行われたい。

⑵　包括的支援事業・任意事業費及び介護予防事業費の切手類受払簿において、受入れ及び払出しの記載がない事例があり、また、月末ごとに残高等の所属長の決裁を受けていない事例が散見された。切手類は、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年３月４日付け奈総文第23号）の通知に基づき、適宜、切手類受払簿の記載内容と現物の確認を行った上で、決裁を行われたい。

⑶　ななまるカード再発行実費徴収金について、所管課作成の公金等取扱いマニュアルでは、１週間の間に収納したものを一括調定するとされているが、１箇月分をまとめて調定していた。同マニュアルに則り、適正な事務処理を行われたい。

⑷　ななまるカード再発行実費徴収金において、再発行の申請を受理し、実費徴収金を受領した後、再発行手続をとる前に申請者から再発行の取消し依頼があったときは、実費徴収金を返還している。しかし、12件分が返還されないまま課内の手提げ金庫内に保管されていた。適正な事務処理を行われたい。

⑸　老人保護施設措置費自己負担金について、老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則第６条に、納入義務者は、毎月分の徴収金を当該月の末日までに、納入通知書により納入しなければならないと規定されているが、当該月の翌月末を納期限とした納入通知書を翌月に納入義務者に発送していた。適正な事務処理を行われたい。

子ども未来部

こども園推進課

⑴　配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、教育財産または行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第４条第２項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を免除する取扱いを行った事例が４件あった。また、４件の内１件について準用される奈良市道路占用料に関する条例別表備考６のとおりの単位計算をしておらず、小数点第１位までの長さで計算しており、金額を少なく徴収していた。奈良市道路占用料に関する条例別表に定めのない方法での使用料の算出はできないので、奈良市行政財産使用料条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

⑵　施設修繕において、検収書が完了届より前に作成されている事例及び完了届の届出日が記入されていない事例が各々散見された。完了届の届出日は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第５条の規定で、通知を受けた日から10日以内に検査しなければならないとされている検査の時期の起算日となる。適正な事務処理を行われたい。

⑶　右京保育園及び学園南保育園のエアコン修理の支出負担行為伺書に、見積書が添付されていなかった。奈良市契約規則第18条の２第２項に定める見積書の徴取を省略することができるものに該

当しないので、見積書を徴取されたい。

(4) 奈良市立こども園・幼稚園環境衛生検査委託契約において、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号による随意契約をしているが、随意契約理由の記載がなかった。随意契約をする場合は、随意契約理由を記載されたい。

(5) 職員（２名）が研究集会出席のため１泊２日で市外出張する際、旅費が、研究集会開催要綱により指定された宿泊料に限定支給されず、定額支給されていた。「服務に関する制度の改正について」（平成23年４月１日施行）の通知に基づき、現に職員が負担した額に限定支給されたい。

(6) 児童福祉総務費及び教育振興費の切手類受払簿において、月末ごとに残高等の所属長の決裁を受けていない上、教育振興費の切手類受払簿は、鉛筆で記載され、取扱者の記載がなかった。切手類は、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年３月４日付け奈総文第23号）の通知に基づき、適宜、切手類受払簿の記載内容と現物の確認を行った上で、決裁を行われたい。

保育園

大宮保育園

職員（１名）が私用車を利用して市内旅行したが、燃料費（私用車借上用）を支出していない事例があった。適正な事務処理を行われたい。

保健所

保健予防課

(1) 未熟児養育医療自己負担金において、督促が履行期限の翌日から起算して20日以内に行われていなかった上、指定すべき期限を当該督促の翌日から起算して15日を超えて設定していた。奈良市債権管理条例施行規則第３条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

(2) 予防費の切手類受払簿において、受入高及び払出高が同一欄に記載されていた上、残枚数及び残高の記載欄がなかったため、都度の残高確認ができない状態であった。切手類は、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年３月４日付け奈総文第23号）で定められた統一様式を用い、適宜、切手類受払簿の記載内容と現物の確認を行われたい。

健康増進課

(1) 水切りネット等を購入した納品書に貼付されているレシートの日付よりも後の日付で支出負担行為伺書を起票し、同日に決裁を受け、発注を行っている事例があった。支出負担行為は、地方自治法第232条の３に規定されているとおり、支出の原因となるべき契約その他の行為であることから、当該契約日は購入を行った日であり、支出負担行為を行わず契約を締結したことになる。奈良市会計規則第24条第１項の規定に則り、需用費の執行については、契約締結のときに支出負担行為を整理するよう、適正な事務処理を行われたい。

(2) ４か月児健康診査技術委託料の単価契約（予算額1,000万円以上）において、所管課長が予定価格を決定していた。「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」では、当該予定価格決定者は、次長職以上の職員となっている。適正な契約事務を行われたい。

観光経済部

観光振興課

(1) 配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第４条第２項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を免除する取扱いを行った事例が２件あった。奈良市道路占用料に関する条例別表に定めのない方法での使用料の算出はできないので、奈良市行政財産使用料条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

(2) 施設修繕（９件）において、施設修繕台帳が作成されていない事例が３件、完了届がない事例が３件、見積書の日付が記入されておらず、検収書が完了届より前に作成されている事例が１件あった。必要書類の有無及び内容を確認の上、施設修繕台帳を作成し、適正な事務処理を行われたい。

(3) 資金前渡の方法で執行している郵便料４件について、奈良市会計規則第33条の規定による前渡資金出納簿を作成していなかった。また、４件の内２件については葉書を購入しているが、切手類受払簿にその内容を記載していなかった。資金前渡を受けたときは、同条の規定に則り前渡資金出納簿を作成し、また、切手類を購入したときは、その事実に基づき切手類受払簿に記載されたい。

奈良町にぎわい課

(1) 施設修繕（２件）において、見積書の日付が記入されておらず、また、完了届の添付がない上、施設修繕台帳も作成されていなかった。必要書類の有無及び内容を確認の上、施設修繕台帳を作成し、適正な事務処理を行われたい。

(2) ならまちナイトカルチャーの入場料、出前カルチャーの費用負担及び元林院の舞妓とそぞろ歩く花街の夕べの参加費について、受託者に徴収を行わせていた。入場料、費用負担及び参加費の徴収は、地方自治法施行令第158条第１項各号に掲げる歳入ではないため、私人にその徴収又は収納の事務を委託することはできない。徴収方法等について検討されたい。

（平成28年６月29日掲示済）

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年６月29日

奈良市監査委員　中　村　勝三郎
同　中　本　　勝
同　横　井　雄　一
同　山　口　裕　司

ＪＲ奈良駅周辺整備事務所

監査結果公表日　平成28年３月28日

（奈良市監査委員告示第５号）

措置結果通知日　平成28年６月20日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1)　地中配電管路の埋設に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例第35条の規定に定めるところにより、奈良市道路占用料に関する条例の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号）に従い、使用料を９分の１に減額する取扱いを行った事例が１件あった。そのような取扱いは、奈良市道路占用料に関する条例第４条の規定に該当するものを定めた占用料の免除に関する基準には記載されていない。また、準用される奈良市道路占用料に関する条例別表備考６のとおりの単位計算をしておらず、小数点第１位までの長さで計算しており、金額を少なく徴収していた。使用料の減免の根拠を明確にするとともに、正しい単位計算による使用料を徴収されたい。	(1)　地中配電管路の埋設に対する行政財産使用料については、平成28年度分から、奈良市道路占用料に関する条例の規定を準用した上で使用料を減額せずに計算し、また、許可物件の長さについては、１メートル未満の端数を１メートルとして正しく単位計算を行い、使用料を徴収しました。

料金管財課（旧経営管理課分）

監査結果公表日　平成27年３月30日

（奈良市監査委員告示第４号）

措置結果通知日　平成28年６月21日

【監査の結果】	【措置の内容】
ＯＣＲシステム一式の賃貸借に関する契約及び平成26年度電子計算組織一式の賃貸借契約で、保守点検の事前申請承認を受けた業者ではない業者が保守点検を行っていた。契約書では、保守のため、立入りする場合には、社員証等を呈示させることになっていることから、下請けの事前申請承認を受けた上で、保守点検を行う業者の確認を徹底されたい。	平成27年４月から、賃貸借契約に伴う保守点検を行う場合、全ての業者に、事前申請承認を受けるように改めました。 また、保守点検を行う業者の確認については、平成27年９月11日に保守作業マニュアルを作成し、保守点検業者を社員証等で確認することを徹底いたしました。

（平成28年６月29日掲示済）

公　営　企　業

奈良市企業局告示第43号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年６月１日から２週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年６月１日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
　平成28年６月15日

２－１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
　奈良市富雄北一丁目、押熊町及び神殿町の各一部

２－２　公共汚水桝設置申請のうち、供用を開始する箇所
　奈良市西大寺芝町二丁目2035番１、2035番３、五条三丁目919番１、920番

3　供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起　　点	終　　点	備考
二名第３幹線－34	奈良市富雄北一丁目2792番５	奈良市富雄北一丁目2789番３	①
押熊第１幹線－87	奈良市押熊町211番３	奈良市押熊町219番２	②
明治幹線－254	奈良市神殿町283番１	奈良市神殿町283番１	③
明治幹線－255	奈良市神殿町283番３	奈良市神殿町283番１	③

4　供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
　分流式
5　終末処理場の位置及び名称
　大和郡山市額田部南町160番地　奈良県浄化センター

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市企業局告示第44号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成９年奈良市企業局規程第８号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月１日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

第１　入札に付する事項
1　業 務 名　精華・田原マンホールポンプ場情報配信業務等委託
2　業務場所　奈良市高樋町地内他
3　契約期間　平成28年７月11日から平成33年７月10日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に基づく長期継続契約）
4　業務概要　インターネットを利用したＷｅｂ監視システムにより、点在するマンホールポンプ場における警報情報を一元集中監視するための情報配信サービス。
　情報配信サービス料として、機場ごとの月額料金を発注者から受注者へ支払うものとし、情報通信に必要な機器等の設置・撤去や維持管理費用は受注者の負担で行うものとする。

以下省略

（平成28年６月１日掲示済）

奈良市企業局告示第45号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第７号）第４条第１項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年６月10日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

名　　称	代表者氏名	所　　在　　地	指　定　日
有限会社新宮建設	代表取締役 山野上　堅二	大阪府東大阪市吉原一丁目８－16	平成28年６月10日

（平成28年６月10日掲示済）

奈良市企業局告示第46号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成９年奈良市水道局管理規程第４号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年６月15日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

第１　入札に付する事項
1　工 事 名　平城浄化センター汚泥脱水機更新その他工事
2　工事場所　奈良市朱雀三丁目地内
3　工事期間　契約日から平成29年３月17日まで
4　工事概要
(1)　汚泥脱水機の製作、更新
(2)　脱水ケーキ搬出機の製作、更新
(3)　脱水ケーキホッパーの製作、更新
(4)　脱水機補機設備制御盤の製作、更新
(5)　その他上記に伴う諸工事
5　予定価格　277,647千円
（消費税及び地方消費税を除く。）
6　最低制限モデル型算出価格　242,741千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市企業局告示第47号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成９年奈良市水道局管理規

程第４号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

第１　入札に付する事項

１　業 務 名　平城西配水池耐震補強工事に伴う基本設計業務委託

２　業務場所　奈良市神功四丁目地内

３　業務期間　契約日から平成28年12月20日まで

４　業務概要　配水池の耐震診断（詳細診断）及び地質調査
配水池容量：外5,000㎥、内300㎥

５　予定価格　7,870千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

６　最低制限基準価格　6,047千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市企業局告示第48号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成９年奈良市水道局管理規程第４号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

第１　入札に付する事項

１　業 務 名　黒髪山配水池管路用地に係る測量及び登記業務委託（奈良豆比古神社分）

２　業務場所　奈良市奈良阪町地内

３　業務期間　契約の日の翌日から平成28年12月20日まで

４　業務概要　黒髪山配水池管路用地に係る測量及び登記業務（奈良豆比古神社分）一式

５　予定価格　2,625,711円
（消費税及び地方消費税を除く。）

６　最低制限価格　1,575,426円
（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市企業局告示第49号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成９年奈良市水道局管理規程第４号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成28年６月15日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

第１　入札に付する事項

口径25耗鉛給水管布設替工事、奈良市左京三丁目・朱雀六丁目地内ほか４件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年６月15日掲示済）

奈良市企業局告示第50号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第７号）第４条第１項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年６月17日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

名　　称	代表者氏名	所　　在　　地	指　定　日
イバライケ設備株式会社	代表取締役 茨池　直人	大阪府枚方市津田北三丁目33－３－101	平成28年６月17日

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市企業局管理規程第13号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年６月23日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

給 水 装 置 修 繕 費 算 出 表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
	円	
パッキン取替	2,440	無料
給水栓取替	2,620	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区分		労務費						材料費
		継手工	管連絡工	普通土掘削工		コンクリート掘削工		
				掘削土量が0.06㎥以下のもの	掘削土量が0.06㎥を超えるもの	掘削土量が0.06㎥以下のもの	掘削土量が0.06㎥を超えるもの	
鉛管類	口径　耗	円	円	円	円	円	円	管理者が定める単価表による。
	13	3,150	2,620	1,290	3,250	1,490	3,650	
	20	3,980	3,750					
	25	4,580	4,870					
	40	6,480	7,500	4,330		4,860		
	50	7,920	9,380					
ビニル管類	13	720	2,620	1,290	3,250	1,490	3,650	
	20	1,450	3,750					
	25		4,870					
	40	2,170	7,500	4,330		4,860		
	50	2,900	9,380					
鋼管類	13	1,650	2,620	1,290	3,250	1,490	3,650	
	20		3,750					
	25		4,870					
	40		7,500	4,330		4,860		
	50	1,920	9,380					

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成28年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

（平成28年６月23日掲示済）

奈良市企業局管理規程第14号

奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年６月28日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程の一部を改正する規程

奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程（平成27年奈良市企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「管理部水道計画管理課」を「設計工務部企業技術監理課」に改める。

附　則

この規程は、平成28年７月１日から施行する。

（平成28年６月28日掲示済）

奈良市企業局告示第51号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第４号）第10条の規定により、次のとおり公示します。

平成28年６月30日

奈良市公営企業管理者
池　田　　修

1　指定年月日
平成28年６月30日

2　指定工事店

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名または商号	代表者または氏名
市内	1	第466号	奈良市山陵町18	Ms工業	阪本　充
市外	2	第467号	橿原市五井町276－３	島田水道設備	島田　勉
市内	3	第468号	奈良市横井二丁目240－３	中森設備	中森　卓也
市外	4	第469号	生駒市小瀬町307－１	株式会社　谷口水道工業所	有川　勝己
市内	5	第470号	奈良市法蓮町832	田中設備	田中　経章
市外	6	第471号	大和郡山市藤原町２－12	森信設備工業	森下　信哉
市外	7	第472号	生駒郡斑鳩町龍田西２－３－12－203	Ｆ・Ｓ	福田　真司
市内	8	第473号	奈良市恋の窪三丁目５番Ｅ－308	株式会社　松本工務店	松本　恭三

（平成28年６月30日掲示済）

消　　防

奈良市消防局告示第２号

平成４年奈良市消防本部告示第３号（喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域の指定）の一部を次のように改正し、平成28年７月１日から施行します。

平成28年６月27日

奈良市消防局長　酒　井　孝　師

本則の表に次のように加える。

高畑町 志賀直哉旧居（奈良学園セミナーハウス）	志賀直哉旧居付近 志賀直哉旧居、主屋内	（186） （187）

喫煙、たき火等を制限する区域の細部記載図面に次のように加える。

次のよう省略

（平成28年６月27日掲示済）

奈良市消防局長訓令甲第８号

全　職　員

奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱を次のように定める。

平成28年６月27日

奈良市消防局長　酒　井　孝　師

奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、寝たきり老人、身体障害者、傷病者等（以下「患者等」という。）を対象に、これらの者の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎に際し、ストレッチャーと車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車を用いて、搬送を実施する患者等搬送事業を行う患者等搬送事業者の認定等及び患者等搬送乗務員適任証の交付等並びに車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する患者等搬送事業（車椅子専用）を行う患者等搬送事業者（車椅子専用）の認定等及び患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証の交付等について必要な事項を定めるものとする。

（認定対象となる患者等搬送事業者等）

第２条　認定対象となる患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）（以下「患者等搬送事業者等」という。）は、市内に事業所を有し、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次に掲げる事業許可及び登録を受けた者とする。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(2)　一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(3)　特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(4)　自家用有償旅客運送の登録を受けた者

（認定の基準）

第３条　患者等搬送事業の認定の基準は、別表第１のとおりとする。

２　患者等搬送事業（車椅子専用）の認定の基準は、別表第２のとおりとする。

（認定の申請）

第４条　前条に定める認定を受けようとする者は、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定（更新）申請書（別記第１号様式）、乗務員名簿（別記第２号様式）及び患者等搬送用自動車届（共通）（別記第３号様式）により消防長に申請しなければならない。

（認定の審査）

第５条　消防長は、前条の申請があったときは、患者等搬送事業認定審査表（別記第４号様式）により審査を行うものとする。

（患者等搬送事業認定証等の交付）

第６条　消防長は、前条の審査の結果、第３条に規定する認定の基準（以下「認定基準」という。）に適合していると認めたときは、患者等搬送事業者に対し、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定通知書（別記第５号様式）により通知するとともに、患者等搬送事業認定証（別記第６号様式）、患者等搬送事業認定マーク（別記第７号様式）及び患者等搬送用自動車認定マー

ク（別記第８号様式）を交付するものとする。

２　消防長は、前条の審査の結果、認定基準に適合していると認めたときは、患者等搬送事業者（車椅子専用）に対し、患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用)認定通知書により通知するとともに、患者等搬送事業（車椅子専用）認定証（別記第９号様式)、患者等搬送事業（車椅子専用）認定マーク（別記第10号様式）及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マーク（別記第11号様式）を交付するものとする。

（認定患者等搬送事業者等の管理）

第７条　消防長は、認定された患者等搬送事業者について患者等搬送事業認定簿（別記第12号様式）及び認定患者等搬送事業者台帳（別記第13号様式）に記載し、管理するものとする。

２　消防長は、認定された患者等搬送事業者（車椅子専用）について患者等搬送事業（車椅子専用）認定簿（別記第14号様式）及び認定患者等搬送事業者（車椅子専用）台帳（別記第15号様式）に記載し、管理するものとする。

（否認定の通知）

第８条　消防長は、第５条の審査の結果、認定基準に不適合と認めたときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）否認定通知書（別記第16号様式）により患者等搬送事業者等に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第９条　認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して５年とする。

（認定の更新）

第10条　認定基準に適合した患者等搬送事業者等（以下「認定業者等」という。）が、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、第４条に定める関係書類により有効期間満了日の１箇月前から満了日までの間に消防長に申請しなければならない。

２　更新時の認定の審査、第６条に規定する患者等搬送事業認定証等（以下「認定証等」という。）の交付及び認定の有効期間については、第５条、第６条及び前条の規定を準用するものとする。

（認定証等の再交付の申請）

第11条　認定業者等は、次の各号のいずれかに該当するときには、認定証等交付申請書（再交付・増車）（別記第17号様式）により消防長に申請することができる。

⑴　認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。

⑵　患者等搬送用自動車等を増車するとき。

（認定の失効）

第12条　認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

⑴　道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効したとき。

⑵　患者等搬送事業等を廃止したとき。

⑶　認定の有効期間が満了したとき。

２　認定業者等は、前項の規定に基づき認定が失効したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定失効届出書（別記第18号様式）により消防長に届け出なければならない。

（認定業者の責務）

第13条　認定業者等は、認定基準及び別表第３又は別表第４に掲げる遵守義務（以下「遵守義務等」という。）を誠実に履行しなければならない。

（報告及び届出）

第14条　認定業者等は、患者等搬送事業等の遂行に当たって重大な事故を発生させたときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）事故発生報告書（別記第19号様式）により速やかに消防長に報告しなければならない。

２　認定業者等は、患者等搬送事業等の全部又は一部を休止したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）休止届出書（別記第20号様式）により消防長に届け出なければならない。

３　認定業者等は、患者等搬送事業等の全部又は一部を変更したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）変更届出書（別記第21号様式）により消防長に届け出なければならない。

（認定業者等の調査）

第15条　消防長は、患者等搬送事業調査表（別記第22号様式）及び資器材点検確認表（別記第23号様式、別記第24号様式）により認定業者等に対し、年１回以上認定基準及び遵守義務等の履行状況について調査するものとする。

（認定の取消し）

第16条　消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

⑴　認定業者等が認定基準及び遵守義務等を誠実に履行しないとき。

⑵　認定業者等が患者等搬送事業等の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。

⑶　その他認定を継続することが不適当と判断されたとき。

２　消防長は、前項の規定により認定を取り消したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定取消通知書（別記第25号様式）により患者等搬送事業者等に通知するものとする。

（認定証等の返還）

第17条　患者等搬送事業者等は、第12条第１項の規定により認定が失効し、又は前条の規定により認定を取り消されたときには、速やかに認定証等を消防長に返還しなければならない。

２　認定を受けた患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）を廃車するときは、速やかに患者等搬送用自動車認定マーク又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マークを消防長に返還しなければならない。

（適任証等の交付）

第18条　消防長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し適任証（別記第26号様式）又は適任証（車椅子専用）

（別記第27号様式）（以下「適任証等」という。）を交付するものとする。

(1)　消防長が行う、別表第５及び別表第６に掲げる基礎講習を修了した者

(2)　別表第７に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者

２　適任証等の交付を受けようとする者及び適任証等の交付を受けた者で、適任証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送乗務員適任証・患者等搬送事業（車椅子専用）適任証交付（再交付）申請書（別記第28号様式）により消防長に申請しなければならない。

（適任証の有効期間）

第19条　適任証等の有効期間は、交付の日から起算して２年間とする。ただし、消防長が行う別表第８に掲げる定期講習（共通）を受講した者については、更に２年間有効とし、その後もまた同様とする。

（各種講習）

第20条　基礎講習等の課目及び時間数は別表第５又は別表第６のとおりとし、定期講習の課目及び時間数は別表第８のとおりとする。

２　基礎講習等又は定期講習（共通）を受講する者は、講習受講申請書（別記第29号様式）により消防長に申請しなければならない。

３　基礎講習等及び定期講習（共通）を行う講師は、別表第９に掲げる者とする。

４　基礎講習等の修了考査は、別表第10に掲げる内容とする。

（講習修了者の管理）

第21条　消防長は、基礎講習等及び定期講習を修了した者を、患者等搬送乗務員講習修了者管理簿（別記第30号様式）又は患者等搬送乗務員（車椅子専用）講習修了者管理簿（別記第31号様式）に記載し、管理するものとする。

附　則

この訓令は、平成28年７月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

患者等搬送事業認定基準

項　目	内　　容
乗務員の要件	患者等搬送用自動車に同乗し搬送に従事する者（以下「乗務員」という。）は、満18歳以上の者及び次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、消防機関から適任証の交付を受けた者をもって充てること。 (1)　別表第５に掲げる基礎講習を修了した者 (2)　別表第７に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者
運行体制	患者等搬送事業の運行に当たっては、患者等搬送用自動車１台につき２名以上の乗務員をもって業務を行わせること。 ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、乗務員を１名とすることができる。 (1)　乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士が同乗する場合 (2)　退院の場合 (3)　医師の指示によるあらかじめ日を特定した入院、転院又は通院の場合 (4)　社会福祉施設、保養施設等への送迎の場合
患者等搬送用自動車の要件	患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。 (1)　十分な緩衝装置を有すること。 (2)　換気及び冷暖房の装置を有するものであること。 (3)　乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。 (4)　ストレッチャー、車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。 (5)　自動車電話、無線機等の通信又は連絡に必要な設備を有していること。
車両の外観	患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
積載資器材	患者等搬送用自動車には、この表の付表に掲げる資器材を積載していること。
消毒	消毒実施表（別記第32号様式）が、患者等搬送用自動車の見やすい場所に表示されていること。
服装	乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものであること。
事業案内	パンフレット等の事業内容には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現がなされていないこと。

別表第１の付表

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項　　目	資　器　材　名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 まくら
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※ＡＥＤ

※は任意の積載とする。

別表第２（第３条関係）

患者等搬送事業（車椅子専用）認定基準

項　目	内　　容
乗務員の要件	患者等搬送用自動車（車椅子専用）に同乗し搬送に従事する者（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は、満18歳以上の者及び次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、消防機関から適任証の交付を受けた者をもって充てること。 ⑴　別表第６に掲げる基礎講習を修了した者 ⑵　別表第７に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者
運行体制	患者等搬送事業（車椅子専用）の運行に当たっては、患者等搬送用自動車（車椅子専用）１台につき１名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。 ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）数を２名以上とする等、対応に必要な体制を確保することができること。
患者等搬送用自動車の要件（車椅子専用）	患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。 ⑴　十分な緩衝装置を有すること。 ⑵　換気及び冷暖房の装置を有するものであること。 ⑶　乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。 ⑷　車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。 ⑸　自動車電話、無線機等の通信又は連絡に必要な設備を有していること。
車両の外観	患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
積載資器材	患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、この表の付表に掲げる資器材を積載していること。
消毒	消毒実施表（別記第32号様式）が、患者等搬送用自動車（車椅子専用）の見やすい場所に表示されていること。
服装	乗務員（車椅子専用）の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものであること。
事業案内	パンフレット等の事業内容には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現がなされていないこと。

別表第２の付表

患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

項　　目	資　器　材　名
呼吸管理用資器材	※バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※敷物 保温用毛布 担架 ※まくら
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※ＡＥＤ

※は任意の積載とする。

別表第３（第13条関係）

遵　守　義　務

患者等搬送事業用

項　目	内　　容
事業実施の基本原則	患者搬送事業者は、患者等搬送事業の実施にあたり、次に掲げる事項を誠実に履行すること。 (1)　患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。 (2)　緊急性のない者を搬送対象とすること。 (3)　事業の社会的責任を十分自覚し、関係法令を遵守すること。
消防機関との連携	患者搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗務員に患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請させること。 (1)　患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合 (2)　患者等の搬送依頼場所に到着した時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合 (3)　患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合
適任証の携行	乗務員を患者等搬送業務に従事させるときは、適任証を携行させること。
知識及び技術の維持管理	乗務員の安全搬送並びに応急手当に関する知識及び技術の向上に努め、適任証の交付を受けた乗務員に、２年に１回以上消防機関の行う患者等搬送乗務員に係る定期講習を受講させること。
消毒	１　患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うこと。 (1)　定期消毒は毎月１回以上実施すること。 (2)　使用後の消毒は、毎使用後必ず実施すること。 (3)　医師から消毒について特別な指示があった場合は、当該指示に基づいた消毒を実施すること。 ２　消毒を実施したときは、その結果を消毒実施表（別記第32号様式）に記載し、患者等搬送自動車内の見やすい場所に表示すること。
安全・衛生管理	１　患者等搬送用自動車及び積載資器材は、点検整備を確実に行い、清潔保持に努めること。 ２　乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること。

別表第４（第13条関係）

遵　守　義　務

患者等搬送事業（車椅子専用）用

項　目	内　　容
事業実施の基本原則	患者搬送事業者（車椅子専用）は、患者等搬送事業（車椅子専用）の実施にあたり、次に掲げる事項を誠実に履行すること。 (1)　患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。 (2)　緊急性のない者を搬送対象とすること。 (3)　事業の社会的責任を十分自覚し、関係法令を遵守すること。
消防機関との連携	患者搬送事業者（車椅子専用）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗務員（車椅子専用）に患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請させること。 (1)　患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合 (2)　患者等の搬送依頼場所に到着した時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合 (3)　患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合
適任証（車椅子専用）の携行	乗務員（車椅子専用）を患者等搬送業務（車椅子専用）に従事させるときは、適任証（車椅子専用）を携行させること。
知識及び技術の維持管理	乗務員（車椅子専用）の安全搬送並びに応急手当に関する知識及び技術の向上に努め、適任証（車椅子専用）の交付を受けた乗務員（車椅子専用）に、２年に１回以上消防機関の行う患者等搬送乗務員に係る定期講習を受講させること。
消毒	１　患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材の消毒は、次により行うこと。 (1)　定期消毒は毎月１回以上実施すること。 (2)　使用後の消毒は、毎使用後必ず実施すること。 (3)　医師から消毒について特別な指示があった場合は、当該指示に基づいた消毒を実施すること。 ２　消毒を実施したときは、その結果を消毒実施表（別記第32号様式）に記載し患者等搬送自動車（車椅子専用）内の見やすい場所に表示すること。
安全・衛生管理	１　患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材は、点検整備を確実に行い、清潔保持に努めること。 ２　乗務員（車椅子専用）の服装は、患者等搬送業務（車椅子専用）にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること。

別表第５（第18条、第20条関係）

基礎講習［乗務員］

課　　目	時　間　数
総論	1
観察要領及び応急措置（ＡＥＤ及び一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む。）	13
体位管理要領	2
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2
搬送法	2
修了考査	2
合　　計	24

＊　課目の１時間は、45分とする。

別表第６（第18条、第20条関係）

基礎講習［乗務員（車椅子専用）］

課　　目	時　間　数
総論	1
観察要領及び応急措置（ＡＥＤ及び一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む）	9
体位管理要領	1
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	1
搬送法	1
修了考査	1
合　　計	16

＊　課目の１時間は、45分とする。

別表第７（第18条関係）

消防機関の行う適任者講習を修了した者と
同等以上の知識及び技能を有する者

	分　　類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で資格の有効期間内の者 ただし、消防機関の行う適任者講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	１及び２に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者（医師、看護師、准看護師、保健師等）

別表第８（第20条関係）

定期講習（共通）

課　　目	時　間　数
観察要領及び応急措置	2
体位管理要領	1
合　　計	3

＊　課目の１時間は、45分とする。

別表第９（第20条関係）

基礎講習等及び定期講習を行う講師

	分　　類
1	救急隊長として３年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者
2	消防大学校の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者
3	消防学校の救急科課程の教官として２年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者

別表第10（第20条関係）

乗務員等の修了考査実施基準

修了考査は次の内容とし、80点以上をもって合格とする。

区　分	課　　目	配　点
実　技	観察要領及び応急措置	60点
筆　記	消防機関との連携要領 車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点 20点
合　　計		100点

別記

第１号様式（第４条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定（更新）申請書

年　月　日

（宛先）奈良市消防長

（申請者）
所在地

名称

代表者氏名　㊞

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）の認定（更新）について次のとおり申請します。

事業所名	
所在地	電話　（　　）
管理責任者職氏名	
国土交通省免許登録番号	
定款に定める事業内容	

備考		※受付	

注１　※には記入しないでください。
　２　必要な免許証の写し等、関係書類を添付してください。
　３　２部提出してください。

営業区域						
営業時間						
乗務員数	総数		昼		夜	
制服	色			形式		
年間営業実績	病院への通入院			老人ホームへの送迎		
	退院			旅行		
	転院			その他		
事業案内書の有無	有・無	有の場合は案内書を添付してください。				
特定病院との契約の有無	有・無	有の場合は医療機関名及び契約内容を記入してください。				
特定行政機関との契約の有無	有・無	有の場合は行政機関名及び契約内容を記入してください。				
その他				会員数	人	
使用車両台数	患者等搬送用自動車	台		患者等搬送用自動車（車椅子専用）	台	

第２号様式（第４条関係）

乗務員名簿

番号	氏名	生年月日	患者等搬送乗務員適任証 患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用） 交付機関名 適任証番号	交付年月日	備考
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			
		年　月　日 （　歳）			

第３号様式（第４条関係）

患者等搬送用自動車届（共通）

種別	□寝台車　□寝台・車椅子兼用車　□車椅子専用車		
車両への収容方法	□ストレッチャー　□リフト　□スロープ		
車種（形式）		塗色	
車両番号		定員	人
患者等収容部分の大きさ		長さ	cm
		幅	cm
		高さ	cm
換気装置	有・無	冷房装置	有・無
暖房装置	有・無	通信装置種別	電話・無線・ファクシミリ
ストレッチャー固定装置	有・無	ストレッチャーの患者固定用ベルト	有・無
車椅子の固定装置	有・無	その他	

ストレッチャーの大きさ	長さ	cm	幅	cm	高さ	cm
消毒表示の表示位置						

積載資器材

品名	数量	品名	数量
○バッグバルブマスク		はさみ	
ポケットマスク		マスク	
○敷物		○ピンセット	
保温用毛布		手袋	
担架		膿盆汚物入れ	
○枕		体温計	
三角巾		※○自動体外式除細動器（AED）	
ガーゼ		その他	
包帯			
タオル			
ばんそうこう			
噴霧消毒器			
消毒薬（種類　　）			

注１　患者等搬送自動車「※」は任意

２　患者等搬送自動車（車椅子専用）「○」は任意

第４号様式（第５条関係）

患者等搬送事業認定審査表

事業所名	
所在地	電話　　（　　）
管理責任者職氏名	
自動車の形態	□患者等搬送用自動車 □患者等搬送用自動車（車椅子専用）

審査項目			判定	不適内容
1	乗務員の資格要件		適・不適	
2	１台あたりの乗務体制		適・不適	
3	患者等搬送用自動車	(1) 緩衝装置	適・不適	
		(2) 換気及び冷暖房装置	適・不適	
		(3) 室内のスペース	適・不適	
		(4) ストレッチャー、車椅子の固定	適・不適	
		(5) 乗降を容易にする装置	適・不適	
		(6) 通信、連絡装置	適・不適	
4	車両の外観		適・不適	
5	積載資器材		適・不適	
6	車両・資器材の消毒体制		適・不適	
7	乗務員の服装		適・不適	
8	パンフレット等の表示		適・不適	
9	事業の許可、登録の状況		適・不適	
備考				

車両写真添付
（前面）

（後面）

第５号様式（第６条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

奈良市消防長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました次の事業については、奈良市消防局が定める患者等搬送事業認定基準・患者等搬送事業（車椅子専用）認定基準に適合していると認定しましたので通知します。

事業所名	
所在地	
管理責任者・職氏名	
認定年月日	年　　月　　日
認定番号	第　　号
備考	

第６号様式（第６条関係）

第　　号

認　定　証

様

奈良市消防局が定める患者等搬送事業認定基準に適合していると認定する。

１　所在地
２　名　称
３　有効期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

認定　　年　　月　　日

奈良市消防長　印

第７号様式（第６条関係）

患者等搬送事業認定マーク

患者等搬送に適合する事業者
として認定する。

認定　　年　　月　　日

奈　良　市　消　防　局

○　地色は緑色とし、文字は黒色とし、マークは金色とする。
○　大きさはＡ４サイズとする。

第８号様式（第６条関係）

患者等搬送用自動車認定マーク

○　地色は緑色とし、文字は黒色とし、マークは金色とする。
○　直径９センチメートルとする。

患者等搬送用自動者認定マークは、自動車後面であって運転者の視野を妨げない、見やすい位置に貼付するものとする。

第９号様式（第６条関係）

第　　号

認　定　証

様

奈良市消防局が定める患者等搬送事業（車椅子専用）認定基準に適合していると認定する。

１　所在地
２　名　称
３　有効期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
認定　　年　　月　　日

奈良市消防長　印

第10号様式（第６条関係）

患者等搬送事業（車椅子専用）認定マーク

認

患者等搬送（車椅子専用）に適合する事業者として認定する。

認定　　年　　月　　日

奈　良　市　消　防　局

○　地色はピンク色とし、文字は黒色とし、マークは金色とする。
○　大きさはＡ４サイズとする。

第11号様式（第６条関係）

患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク

○　地色はピンク色とし、文字は黒色とし、マークは金色とする。
○　直径９センチメートルとする。

患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）は、自動車後面であって運転者の視野を妨げない、見やすい位置に貼付するものとする。

第12号様式（第７条関係）

患者等搬送事業認定簿

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

第13号様式（第７条関係）

認定患者等搬送事業者台帳

事業所名		所在地	
管理責任者職・氏名		連絡先	
認定番号	第　　号	管轄署	
認定年月日	年　月　日		
更新年月日		更新年月日	
年　月　日		年　月　日	
年　月　日		年　月　日	
年　月　日		年　月　日	

経過欄		
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
備考		

第14号様式（第７条関係）

患者等搬送事業（車椅子専用）認定簿

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

認定番号	管轄署	事業所名	管理責任者
	所在地		電話番号等
			TEL FAX
認定年月日	年　月　日		

第15号様式（第７条関係）

認定患者等搬送事業者（車椅子専用）台帳

事業所名		所在地	
管理責任者職・氏名		連絡先	
認定番号	第　　号	管轄署	
認定年月日	年　月　日		
更新年月日		更新年月日	
年　月　日		年　月　日	
年　月　日		年　月　日	
年　月　日		年　月　日	

経過欄	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
備考		

第16号様式（第８条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）否認定通知書

第　　号
年　月　日

様

奈良市消防長　印

年　月　日付けで申請のありました次の事業所については、奈良市消防局が定める患者等搬送事業認定基準・患者等搬送事業（車椅子専用）認定基準に適合していないため否認定としましたので通知します。

事業所名	
所在地	
管理責任者・職氏名	
否認定年月日	年　月　日
理由	

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟についての教示を記載する。

第17号様式（第11条関係）

認定証等交付申請書（再交付・増車）

年　　月　　日

（宛先）奈良市消防長

（申請者）
所　在　地

名　　称

代表者氏名　　㊞

認定証等の交付（再交付・増車）について次のとおり申請します。

事　業　所　名			
申　請　対　象	1　患者等搬送事業認定証 2　患者等搬送事業認定マーク 3　患者等搬送用自動車認定マーク 4　患者等搬送事業(車椅子専用)認定証 5　患者等搬送事業(車椅子専用)認定マーク 6　患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マーク		
認定証又は認定マークの交付年月日及び認定番号	年　　月　　日交付 第　　号		
再交付の理由			
再交付年月日	年　　月　　日再交付	受付欄	
有　効　期　限	年　　月　　日まで		

注１　申請対象の欄は、該当するものの番号に○印をつけてください。
　２　太線枠内は、記入しないでください。

第18号様式（第12条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定失効届出書

年　　月　　日

（宛先）奈良市消防長

（届出者）
所在地

事業所名

代表者氏名　　㊞

患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用）認定の失効について次のとおり届け出ます。

事　業　所　名			
所　在　地			
認定年月日	年　　月　　日	認定番号	第　　号
失効年月日	年　　月　　日		
失　効　内　容	1　国土交通大臣の許可等の取消又は失効 2　患者等搬送事業の廃止 3　認定の有効期間の満了		
備　　考		※受付欄	

注１「失効内容」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
　２　※印の欄は、記入しないでください。

第19号様式（第14条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）事故発生報告書

年　月　日

（宛先）奈良市消防長

（報告者）
所在地

事業所名

代表者氏名　㊞

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）に係る事故について次のとおり報告します。

事業所名	
所在地	
責任者氏名	
事故発生年月日	
事故の概要	
経過措置	
※摘要	

注　※印の欄は、記入しないでください。

第20号様式（第14条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）休止届出書

年　月　日

（宛先）奈良市消防長

（届出者）
所在地

事業所名

代表者氏名　㊞

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）の休止について次のとおり届け出ます。

事業所名			
所在地			
認定年月日	年　月　日	認定番号	第　号
休止予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
休止内容	1　全部 2　一部（　）		
休止理由			
備考		※受付欄	

注1　「休止内容」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2　※印の欄は、記入しないでください。

第21号様式（第14条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）変更届出書

年　月　日

（宛先）奈良市消防長

（届出者）
所在地

事業所名

代表者氏名　㊞

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）の変更について次のとおり届け出ます。

事業所名			
所在地			
認定年月日	年　月　日	認定番号	第　号
変更内容			
備考		※受付欄	

注　※印の欄は、記入しないでください。

第22号様式（第15条関係）

患者等搬送事業調査表（１回以上/年）

事業所名	
所在地	電話　（　）
管理責任者職氏名	
自動車の形態	□患者等搬送用自動車 □患者等搬送用自動車（車椅子専用）

			審査項目	判定	不適内容
1	乗務員の資格要件			適・不適	
2	１台あたりの乗務体制			適・不適	
3	患者等搬送用自動車	(1) 緩衝装置		適・不適	
		(2) 換気及び冷暖房装置		適・不適	
		(3) 室内のスペース		適・不適	
		(4) ストレッチャー、車椅子の固定		適・不適	
		(5) 乗降を容易にする装置		適・不適	
		(6) 通信、連絡装置		適・不適	
4	車両の外観			適・不適	
5	積載資器材			適・不適	
6	車両・資器材の消毒体制			適・不適	
7	乗務員の服装			適・不適	
8	パンフレット等の表示			適・不適	
9	事業の許可、登録の状況			適・不適	
備考					

第23号様式（第15条関係）

資器材点検確認表

患者等搬送用自動車　（　　－　　）

項　目	資器材名	判　定	判定詳細等
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク	適・不適	
	ポケットマスク	適・不適	
保温・搬送用資器材	敷物	適・不適	
	保温用毛布	適・不適	
	担架	適・不適	
	まくら	適・不適	
創傷等保護用資器材	三角巾	適・不適	
	ガーゼ	適・不適	
	包帯	適・不適	
	タオル	適・不適	
	ばんそうこう	適・不適	
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器	適・不適	
	各種消毒薬	適・不適	
その他の資器材	はさみ	適・不適	
	マスク	適・不適	
	ピンセット	適・不適	
	手袋	適・不適	
	膿盆汚物入	適・不適	
	体温計	適・不適	
	※　ＡＥＤ	適・不適	

※は任意の積載とする。

第24号様式（第15条関係）

資器材点検確認表

患者等搬送用自動車（車椅子専用）　（　　－　　）

項　目	資器材名	判　定	判定詳細等
呼吸管理用資器材	※バッグバルブマスク	適・不適	
	ポケットマスク	適・不適	
保温・搬送用資器材	※　敷物	適・不適	
	保温用毛布	適・不適	
	担架	適・不適	
	※　まくら	適・不適	
創傷等保護用資器材	三角巾	適・不適	
	ガーゼ	適・不適	
	包帯	適・不適	
	タオル	適・不適	
	ばんそうこう	適・不適	
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器	適・不適	
	各種消毒薬	適・不適	
その他の資器材	はさみ	適・不適	
	マスク	適・不適	
	※　ピンセット	適・不適	
	手袋	適・不適	
	膿盆汚物入	適・不適	
	体温計	適・不適	
	※　ＡＥＤ	適・不適	

※は任意の積載とする。

第25号様式（第16条関係）

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

奈良市消防長　　印

次の事業所については、奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱第 16 条の規定に基づき認定を取消しましたので通知します。

事業所名	
所在地	
管理責任者・職氏名	
認定年月日	年　　月　　日
認定番号	第　　号
認定取消年月日	年　　月　　日
取消理由	

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟についての教示を記載する。

第26号様式（第18条関係）

患者等搬送乗務員適任証

（表）

第　　号

患者等搬送乗務員適任証

ふりがな
氏　名

上記の者は、患者等搬送乗務員に適することを証します。
年　　月　　日交付

写　真
（横2.5cm×縦3cm）

奈良市消防長　印

（54 mm×90 mm）

（備考）地色は緑色とし、文字は黒色とする。

（裏）

患者等搬送乗務員受講欄			
	受講日　年　月　日	講習実施機関	有効期限　年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
備考			

注1　患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯してください。
　2　2年に1回以上の消防機関の行う定期講習を受講することで適任証は継続します。

奈良市消防局

（54 mm×90 mm）

第27号様式（第18条関係）

患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証

（表）

第　　号

患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証

ふりがな
氏　名

上記の者は　患者等搬送乗務員（車椅子専用）に適することを証します。

年　　月　　日交付

写　真
（横2.5㎝×縦3㎝）

奈良市消防長 印

（54㎜×90㎜）

（備考）地色はピンク色とし、文字は黒色とする。

（裏）

患者等搬送乗務員（車椅子専用）受講欄			
	受講日　年　月　日	講習実施機関	有効期限　年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
講　習	年　月　日		年　月　日
備考			

注1　患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯してください。
　2　2年に1回以上の消防機関の行う定期講習を受講することで適任証は継続します。

奈良市消防局

（54㎜×90㎜）

第28号様式（第18条関係）

患者等搬送乗務員適任証・患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証交付（再交付）申請書

年　　月　　日

（宛先）奈良市消防長

（申請者）

住　所

氏　名　　㊞

患者等搬送乗務員適任証・患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証の交付（再交付）について次のとおり申請します。

（ふりがな） 氏　　名		（写真）
本　　籍	都・道・府・県	
生年月日	年　　月　　日生	
申請要件	1　第18条第1項第1号該当者 2　第18条第1項第2号該当者 3　再交付（　　年　　月　　日交付・　　第　　号） （再交付理由　　）	
適任証種別	1　患者等搬送乗務員適任証 2　患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証	

交付年月日	年　　月　　日	交付番号	第　　号
特記事項		※受付欄	

注1　太線枠内は、記入しないでください。
　2　写真（6月以内撮影、正面、上半身、脱帽、縦3㎝×横2.5㎝）を2枚添付してください。
　3　申請要件に該当することを証明する書面（写しでも可）を添付してください。
　4　再交付申請で汚損及び破損の場合は、当該適任証を添付してください。

第29号様式（第20条関係）

講習受講申請書

年　　月　　日

（宛先）奈良市消防長

（申請者）
住　所

氏　名　　㊞

基礎講習・基礎講習（車椅子専用）・定期講習の受講を次のとおり申請します。

区　　分	1　患者等搬送乗務員基礎講習 2　患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習 3　患者等搬送乗務員定期講習（共通）
ふりがな	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日生
住　　所	電話　　（　　）
勤務先	（名称） （所在地） 電話　　（　　）
受講希望日	年　　月　　日

※受付欄		※経過欄	

注　※印欄は記入しないでください。

第30号様式（第21条関係）

患者等搬送乗務員講習修了者管理簿

ふりがな			
氏名 生年月日	年　　月　　日生		
住　　所	電話　　（　　）		
勤務先	電話　　（　　）		
認定区分欄	・18条第1項第1号＜基礎講習修了者＞ ・18条第1項第2号＜救急救命士・救急課程・日赤・その他＞		
認定番号	第　　号	交付年月日	年　　月　　日
定期（再）講習受講経過記録欄	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	
	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	
	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	
	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	
	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	
	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	
	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	（受講場所） （受講年月日）　年　月　日	
備考			

第31号様式（第21条関係）

患者等搬送乗務員（車椅子専用）講習修了者管理簿

ふりがな			
氏名 生年月日	年　月　日生		
住所	電話　（　）		
勤務先	電話　（　）		
認定区分欄	・18条第1項第1号<基礎講習（車椅子専用）修了者> ・18条第1項第2号<救急救命士・救急課程・日赤・その他>		
認定番号	第　号	交付年月日	年　月　日
定期(再)講習受講経過記録欄	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	
	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	
	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	
	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	
	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	
	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	
	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	(受講場所) (受講年月日)　年　月　日	
備考			

第32号様式（別表第１、第２、第３、第４関係）

消　毒　実　施　表

実施年月日	使用薬品名	実施者名　㊞	適　要

（平成28年６月27日掲示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第46号

平成28年６月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第３条第２項の規定により告示します。

平成28年６月15日

奈良市教育委員会
委員長　杉　江　雅　彦

１　日　時
平成28年６月23日（木）
午前10時から

２　場　所
奈良市役所　北棟６階　第22会議室

３　会議に付すべき事案
教育長報告
⑴　史料保存館開館時間延長について
⑵　平成29年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について
議事
議案第３号　「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び今後の方針について（継続審議）
議案第13号　職員の事務従事について
議案第14号　奈良市文化財保護審議会　臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会員）の委嘱について
議案第15号　平成28年度学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第16号　平成28年度奈良市立学校評議員の解嘱及び委嘱について
議案第17号　平成29年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について
その他
⑴　奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について　５月～６月

傍聴受付は、開催日の午前９時から午前９時50分までです。定員は５名で、定員になり次第締切させていただきます。

（平成28年６月15日掲示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成28年６月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第４号）第３条第１項の規定により告示します。

平成28年６月７日

奈良市農業委員会
農地部会長　中　田　武　文

１　日時
平成28年６月14日（火）　午前９時30分

２　場所
奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市役所　北棟６階　第22会議室

３　審議案件
⑴　農地法（昭和27年法律第229号）第３条、第４条及び第５条に関する許可申請及び届出について
⑵　相続税の納税猶予に関する適格者証明について
⑶　許可申請・届出の取下げについて
⑷　農地法第18条第６項の規定による通知の受理について（５月専決処理分）
⑸　生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
⑹　生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
⑺　知事許可について（５月許可分）

（平成28年６月７日掲示済）

議　　会

奈良市議会告示第１号

奈良市議会市民環境委員会公聴会開催について

奈良市議会市民環境委員会は、公聴会を開きますので、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）第23条第２項の規定により公示します。意見を申し述べたい方は、次の要領により申し出てください。

平成28年６月３日

奈良市議会議長　浅　川　　仁

１　事　　件　　議案第83号　町の区域等の変更について
２　日　　時　　平成28年６月13日（月）　午後２時から
３　場　　所　　奈良市役所西棟　議会大会議室
４　申出方法　　公聴会で意見を述べようとする方は、住所、氏名及び年齢を明記の上、意見を述べようとする理由及び問題に対する賛否を文書で申し出てください。
５　申出資格　　住居表示実施案に係る区域内に住所、事業所等を有する者
６　申出期限　　平成28年６月９日（木）午後３時必着
７　申出受付場所　　奈良市議会事務局
申出受付時間　　午前９時から午後５時まで（６月９日は、午後３時まで）
８　公述人の選定及び通知
申し出られた方の中から委員会で決定のうえ通知します。
９　旅費日当
公述人には出席当日旅費及び日当を支給します。

なお、お問い合わせは奈良市議会事務局議事調査課まで（0742－34－4791）

（平成28年６月３日掲示済）

奈良市議会告示第２号

議会議長　浅　　川　　仁　は、本日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成28年６月17日

奈良市議会副議長
北　　良　晃

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市議会告示第３号

議会議員　浅　　川　　仁　は、本日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成28年６月17日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市議会告示第４号

議会副議長　北　　良　　晃　は、本日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成28年６月17日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市議会告示第５号

議会議員　植　　村　　佳　　史　は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成28年６月17日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市議会告示第６号

本日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成28年６月17日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

道　端　孝　治
太　田　晃　司
八　尾　俊　宏
藤　田　幸　代
横　井　雄　一
鍵　田　美 智 子
山　本　憲　宥
内　藤　智　司
高　杉　美 根 子
井　上　昌　弘
松　岡　克　彦
森　田　一　成

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市議会告示第７号

本日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成28年６月17日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

委 員 長　森　田　一　成
副委員長　八　尾　俊　宏

（平成28年６月17日掲示済）

奈良市議会告示第８号

本日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成28年６月20日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

総務委員会
道　端　孝　治
太　田　晃　司
北　　良　晃
伊　藤　　剛
内　藤　智　司
山　口　裕　司
森　田　一　成

観光文教委員会
横　井　雄　一
山　本　憲　宥
東 久 保　耕　也
小　川　正　一
北　村　拓　哉
上　原　　雋
高　杉　美 根 子
中　西　吉 日 出

厚生消防委員会
松　下　幸　治
八　尾　俊　宏
九　里　雄　二
酒　井　孝　江
階　戸　幸　一
白　川　健 太 郎
宮　池　　明
松　田　末　作

市民環境委員会
柿　本　元　気
山　本　直　子
鍵　田　美 智 子
松　村　和　夫
三　浦　教　次
植　村　佳　史

森　岡　弘　之
井　上　昌　弘
建設企業委員会
藤　田　幸　代
今　西　正　延
山　口　　誠
浅　川　　仁
土　田　敏　朗
松　石　聖　一
松　岡　克　彦
予算決算委員会
松　下　幸　治
道　端　孝　治
太　田　晃　司
八　尾　俊　宏
柿　本　元　気
九　里　雄　二
藤　田　幸　代
酒　井　孝　江
階　戸　幸　一
横　井　雄　一
山　本　直　子
白　川　健太郎
今　西　正　延
鍵　田　美智子
山　本　憲　宥
東久保　耕　也
北　　良　晃
宮　池　　明
伊　藤　　剛
内　藤　智　司
山　口　　誠
松　村　和　夫
小　川　正　一
北　村　拓　哉
三　浦　教　次
植　村　佳　史
土　田　敏　朗
上　原　　雋
森　岡　弘　之
高　杉　美根子
松　石　聖　一
井　上　昌　弘
松　岡　克　彦
山　口　裕　司
森　田　一　成
中　西　吉日出
松　田　末　作

（平成28年６月20日掲示済）

奈良市議会告示第９号

本日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成28年６月20日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

総務委員長	北　　良　晃	
同　副委員長	内　藤　智　司	
観光文教委員長	横　井　雄　一	
同　副委員長	小　川　正　一	
厚生消防委員長	宮　池　　明	
同　副委員長	白　川　健太郎	
市民環境委員長	山　本　直　子	
同　副委員長	柿　本　元　気	
建設企業委員長	松　石　聖　一	
同　副委員長	藤　田　幸　代	
予算決算委員長	植　村　佳　史	
同　副委員長	森　田　一　成	

（平成28年６月20日掲示済）

奈良市議会告示第10号

本日の議会定例会において、次のとおり広報広聴委員会の委員を選任しました。

平成28年６月20日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

松　下　幸　治
太　田　晃　司
酒　井　孝　江
山　本　直　子
今　西　正　延
東久保　耕　也
宮　池　　明
山　口　　誠
森　岡　弘　之
山　口　裕　司

（平成28年６月20日掲示済）

奈良市議会告示第11号

本日、次の者が広報広聴委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成28年６月20日

奈良市議会議長
浅　川　　仁

委員長	山　口　　誠
副委員長	太　田　晃　司

（平成28年６月20日掲示済）

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第２号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のよ

うに定める。

平成28年６月30日

奈良市災害対策本部長
仲　川　元　庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（昭和22年奈良市災害対策本部告示第２号）の一部を次のように改める。

別表第２本部事務局の項中「部長付　谷総合政策部参事（兼）市民生活部参事
部長付　増田総合政策部参事（兼）市民生活部参事
部長付　秘書広報室長
部長付　大西市民生活部参事
部長付　財務部参事」を「部長付　総合政策部参事（兼）市民生活部参事
部長付　秘書広報室長
部長付　大西市民生活部参事」に改め、同表総務対策部の項中「副部長　会計契約部長（兼）会計管理者
副部長　総務部理事」を「副部長　会計契約部長（兼）会計管理者」に、「部長付　総務部参事」を「部長付　総務部次長
部長付　総務部参事」に、「総務課
人事課」を「総務課
人事課
法務ガバナンス課」に改め、同表基盤対策部の項中「副部長　都市整備部長
副部長　下水道部長」を「副部長　都市整備部長
副部長　都市整備部理事」に、「部長付　建設部参事
部長付　都市整備部次長
部長付　岡本市民生活部参事」を「部長付　管理部次長
部長付　建設部次長
部長付　建設部参事
部長付　都市整備部次長
部長付　都市整備部参事」に、「下水道総務課
下水道維持課
下水道建設課」を「下水道計画管理課
下水道工務課」に改め、同表保健救護部の項中「部長付　市民生活部次長
部長付　市民生活部参事」を「部長付　市民生活部参事」に、「班長　保健総務課長
副班長　病院管理課長」を「班長　医療政策課長
副班長　病院管理課長」に、「保健総務課
保健・環境検査課」を「医療政策課
保健・環境検査課」に改め、同表支援対策部の項中「部長付　駒田総合政策部参事（兼）観光経済部参事」を削り、「福祉政策課」を「福祉政策課
地域福祉課」に、「長寿福祉課
医療政策課」を「長寿福祉課」に改め、同表環境対策部の項中「班長　企画総務課長
副班長　環境政策課長」を「班長　環境政策課長
副班長　廃棄物対策課長」に、「企画総務課
リサイクル推進課」を「廃棄物対策課
リサイクル推進課」に改め、同表消防対策部の項中「部長付　災害対策室長
部長付　情報救急室長
部長付　参事」を「部長付　参事
部長付　災害対策室長
部長付　情報救急室長」に改め、同表水道対策部の項を次のように改める。

水道対策部	部長　経営部長 副部長　管理部長 副部長　設計工務部長 部長付　経営部次長 部長付　設計工務部次長	庶務班	班長　経営管理課長 副班長　財務課長	経営管理課 企業総務課 財務課
		給水班	班長　給排水課長 副班長　料金管財課長	給排水課 料金管財課
		復旧班	班長　水道計画管理課長 副班長　水道工務課長	水道計画管理課 漏水対策室 企業技術監理課 水道工務課
		水源班	班長　浄水課長 副班長　東部上下水道課長	浄水課 東部上下水道管理課

別表第２避難所支援部の項中「副部長　教育委員会事務局理事
副部長　学校教育部長（兼）教育センター所長　を
副部長　議会事務局長」を「副部長　学校教育部長（兼）教育センター所長
副部長　議会事務局長」に、「部長付　教育総務部次長
部長付　教育センター次長
部長付　監査委員事務局長
部長付　議会事務局次長
部長付　教育委員会事務局参事」を「部長付　教育総務部次長
部長付　監査委員事務局長
部長付　議会事務局次長
部長付　選挙管理委員会事務局参事」に、「学校教育課
地域教育課」を「学校教育課
いじめ防止生徒指導課
地域教育課」に、「監査委員事務局監査課」を「監査課」に、「副班長　法務ガバナンス課長」を「副班長　図書館政策部長」に、「法務ガバナンス課
図書館政策課」を「図書館政策課」に改める。

附　則

この告示は、平成28年６月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

（平成28年６月30日掲示済）